

# 浜松市津波防災地域づくり推進計画

(素案)

平成26年3月

浜松市



## はじめに

浜松市津波防災地域づくり推進計画（以下、本計画と称す。）は、最大級の地震である南海トラフ巨大地震の発生により、本市内において、大規模な被害等が発生することを想定し、平時からの事前対策や発災後の対応課題も視野に入れた効果的な津波防災対策の取り組みを取りまとめたものである。

本計画では、計画策定の理念として、「市民の生命・財産及び産業基盤を守ること」、「生活・産業の早期復興」を前提としており、施策の目標として、「みんなで取組み、津波から命を守る」、「津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する」、「津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする」ことを掲げている。

平成 26 年 3 月

浜松市長 鈴木 康友

### 計画の構成

本計画は、序章から第6章で構成されている。

**序章**では、本市がこれまで取り組んできた津波対策を紹介している。

**第1章**では、本計画の目的と津波防災地域づくりの理念を示している。

**第2章**では、本市の地域特性と計画の前提となる静岡県第4次地震被害想定を示している。

**第3章**では、発災直後の津波避難から応急復旧・復興期を想定した地域における津波防災上の課題を整理している。

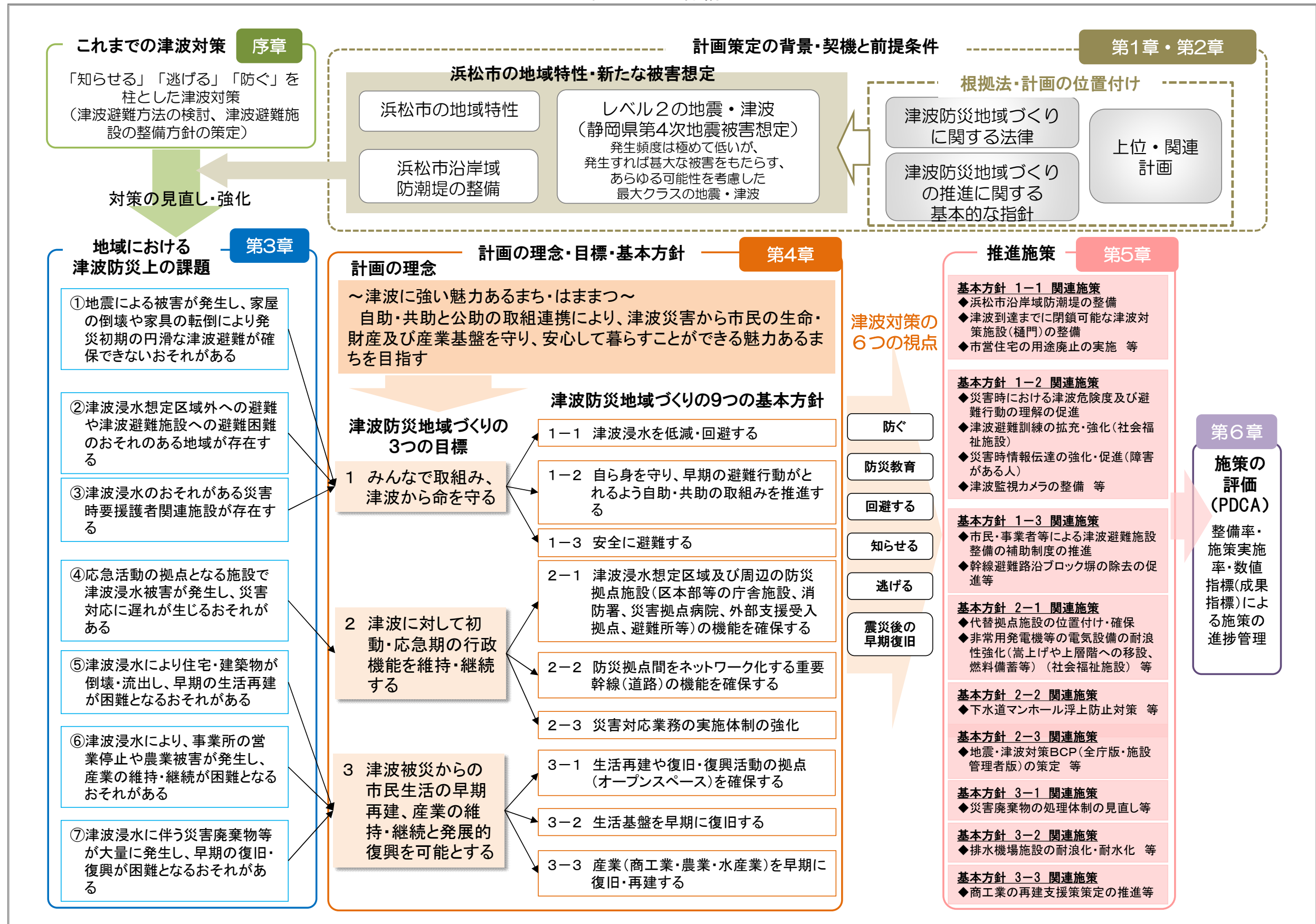
**第4章**では、第3章の課題を踏まえた津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針を示している。

**第5章**では、第4章に示した方針に基づく具体的な取組み・推進施策（アクション）を示している。

**第6章**では、計画の評価・進捗管理（PDCA）の体制等を示している。



～ 本計画の全体構成 ～



# 目次

序章	これまでの取組.....	2
	東日本大震災以降の津波対策の検討経緯.....	2
第1章	推進計画策定の目的と理念.....	6
1-1	計画の目的と理念.....	6
1-2	計画の位置付け等.....	7
第2章	浜松市の地域特性.....	13
2-1	沿岸域の特性について.....	13
2-2	計画の前提となるレベル2の地震・津波被害について.....	16
第3章	津波災害に係る課題整理.....	20
3-1	地域の脆弱性分析における基本的な考え方.....	20
3-2	脆弱性評価手法と分析結果.....	22
3-3	脆弱性分析に基づく津波防災に関する今後の取組課題.....	26
第4章	津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針.....	29
4-1	計画の目標.....	29
4-2	土地利用計画.....	31
4-3	警戒避難体制の整備.....	33
4-4	津波防災地域づくりの基本方針.....	34
第5章	津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務.....	42
5-1	基本方針に基づく施策体系.....	42
5-2	施策の対象区域の考え方.....	45
5-3	各推進施策（アクション）.....	46
第6章	計画の評価（PDCA）.....	63
6-1	計画の検討・更新体制.....	63
6-2	定期的な施策の評価（PDCA）.....	63

## [巻末資料]

策定経緯

浜松市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

浜松市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

## [別冊]

津波警戒避難体制

地区別カルテ

## 序章 これまでの取組

### 東日本大震災以降の津波対策の検討経緯

本市では、東日本大震災以降、庁内関係所管課によるプロジェクト会議や浜松市津波対策委員会を立上げ、津波による人的被害を最小限にすることを目的に、現行の津波対策の総点検を行い、避難方法などについて、短期・中長期的な対策を検討してきた。

表1 これまでの検討経緯

項目	時期	主な検討内容
浜松市津波対策プロジェクト会議(計2回)	H23.4 H23.7	□津波対策を短期的な対策と中長期的な対策に整理 □短期対策として津波避難施設(候補)の調査、津波避難方法等の検討 等
仙台平野津波痕跡調査	H23.6	□仙台平野沿岸部(仙台市宮城野区～岩沼市)を対象に浜松市、磐田市、袋井市、湖西市の合同チームで津波痕跡調査を実施
浜松市津波対策委員会(計3回)	H23.10～ H24.3	□過去の本市周辺の津波被害等を踏まえた津波特性の検討 □津波避難方法の検討、津波避難施設の整備方針 □市独自の簡易津波浸水解析(M8.7 M8.9 M9.0)の実施 等
津波避難施設整備箇所の公表	H24.5 H24.9	□津波対策委員会の整備方針に基づき津波避難マウンド2ヶ所(南区:旧五島小、まつり会館隣)、タワー7ヶ所(西区:舞阪町5ヶ所、南区:法枝町、三新町)の整備箇所の公表
浜松市沿岸域の防潮堤等の整備	H24.6	□静岡県、浜松市、一条工務店グループによる三者合意 □一条工務店グループ300億円寄付 □遠州灘沿岸域17.5kmに防潮堤整備(県と市の連携)

#### (1) 津波対策委員会による検討結果

浜松市津波対策委員会における主な検討成果を以下に示す。

##### ➤ 過去の本市周辺の津波被害を踏まえた被災特性の整理

明応地震、慶長地震、宝永地震、安政東海地震、東南海地震および昭和南海地震について、古文書及び研究論文等より被害状況を整理した。

主に浜名湖周辺にて津波被害の記述があり、津波の高さの最大値は、舞阪において概ね10m(安政東海地震)で、奥浜名湖の細江において津波の高さの最高値は6m(宝永地震)であった。

##### ➤ 「知らせる」「逃げる」「防ぐ」を3本柱とした津波対策の体系化

短期的な対策と中長期的な対策に分け、平成24年度までは特に「知らせる」、「逃げる」対策を推進してきた。

➤ 津波避難方法（知らせる、逃げる）

地震や津波の正しい知識をもとに、大声での声かけと、率先して避難することを強くすすめ、これを津波避難訓練で身に付けることを提言した。また、避難手段の一つとして自動車を使った避難方法も検討した。

➤ 津波避難施設の整備方針（逃げる）

津波避難ビルの配置及びいくつかのモデルによる津波浸水想定区域を踏まえて、人口密集地や津波避難施設の空白部を対象に、安政東海地震の推定津波浸水想定区域、海岸・河川に近い箇所等に整備することを提言した。

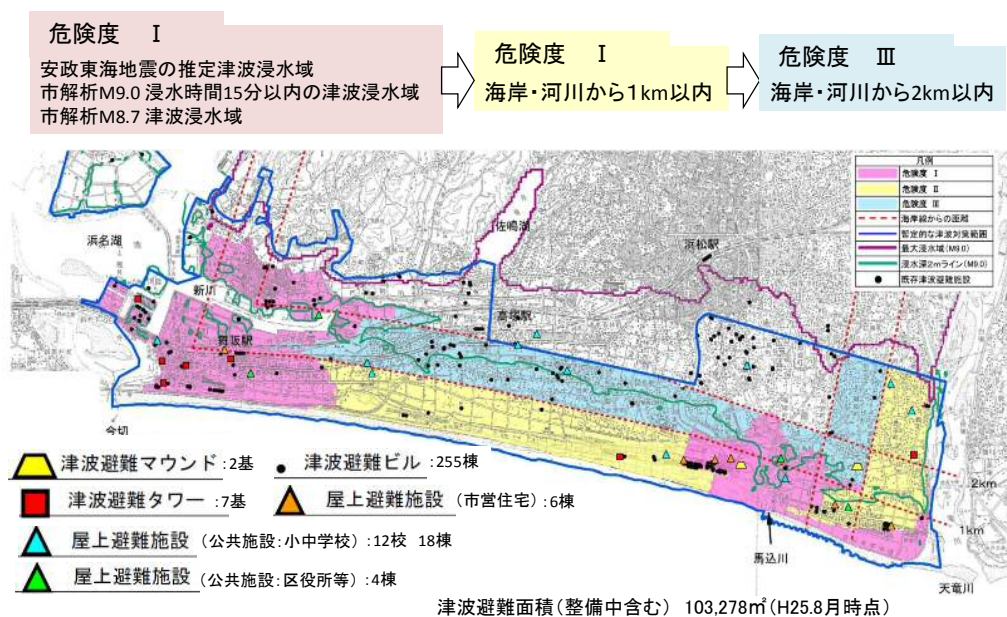


図1 津波避難施設の整備方針（浜松市津波対策委員会検討）



表2 これまでの取組 (H23年~H25年度) (1/2)

項目		目的	平成23年度	平成24年度	平成25年度
津波から知らせる対策	屋外放送設備(同報無線)の整備	既設屋外放送施設に加え、津波が襲来する恐れのある沿岸地域に対して、同報無線の放送範囲の拡大を行う	屋外放送施設8基増設	屋外放送施設11基増設	地域要望等により検討
	緊急情報放送(FM Haro!)	FM Haro!より、津波警報等の情報を提供する	緊急情報放送は運用中	緊急警戒放送の研究	
	携帯電話メールの活用	市民の携帯電話メールを活用して津波の警報及び避難勧告等の情報を迅速に提供する	12月1日 docomo 緊急速報メール導入	au、softbank 緊急速報メール導入	運用中
	標識(避難地・避難地案内・標高)の設置	津波避難標識を充実させ、津波避難の目安や避難施設を周知する	標識の新設・付替 海拔標識:971箇所 津波避難ビル59枚 津波警告標識5箇所	標識の新設・付替 海拔標識:1137箇所 津波避難ビル67箇所	逐次追加
津波から逃げる対策	津波避難ビルの指定	遠州灘沿岸部は高台が少ないため、公共・民間施設を津波避難ビルとして指定する	12月1日 津波避難ビル指定 年度末:215棟	33棟追加、 合計248棟	5棟追加、 合計253棟
	津波避難施設の整備(公共施設屋上避難施設)		屋上避難施設設置 小中学校8校 (10棟)	屋上避難施設設置 小中学校6校 (8棟) 西・南区役所2棟 市営住宅6棟 公共施設2棟	—
	津波避難施設の整備(避難マウンド・タワー)	遠州灘沿岸部は高台や高い建物が少ないため、公共施設により多くの方が避難できるように施設を整備する	施設の検討	津波避難施設調査 マウンド2箇所 タワー5箇所	タワー2箇所
	津波避難施設の整備(飛散防止フィルム)		小中学校9校 (3,4階)	小中学校4校 (3,4階)	—
	津波避難施設等整備費補助金	民間事業者等による地域住民の避難を含めた津波避難施設等整備の補助	なし	1件 10月1日補助金を創設 補助金は事業費の三分の二上限額 タワー・マウンド2000万円 屋上避難施設1000万円 避難路整備300万円	1件、 逐次受付
	自治会集会所整備補助の制度改正	津波避難ビル機能を持つ自治会集会所の新築補助等	なし	補助金上限額の引き上げ 補助金は事業費の二分の一 上限額2400万円	逐次受付

表2 これまでの取組（H23年～H25年度）（2/2）

項目		目的	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	市街化調整区域の許可の運用の見直し	市街化調整区域における津波避難施設を設けた建築物の立地について、取り扱い基準を定め円滑な運用を図る	開発審査会付議暫定基準を策定、H24施行	2件承認、1件取下げ	運用中
	市民の津波避難方法	東日本大震災を教訓に短時間で襲来する津波に対し、市民が直ちに率先して避難する方法や避難する知識を検討し、市民に広報する	市民に分かりやすい津波避難方法のパンフレット作成・配布	区版避難行動計画策定、全戸配布	区版避難行動計画の周知・啓発
	学校教育における津波対策	東日本大震災を教訓に、日頃の訓練を積み上げ機敏な行動をとることはもちろん、臨機応変な避難行動が取れるように教育する	津波対応マニュアルに基づく避難訓練の実施と、マニュアルの検証及び改訂	教科学習及び特別活動における防災教育の充実 「学校・幼稚園の防災対策基準（改訂版）」「津波対応マニュアル暫定版」の検証と改訂 「防災教育推進のための連絡会議」の運営見直し	運用中
	避難路の落橋防止対策	津波避難経路に存在する橋梁の落下防止対策を行う	橋梁耐震調査 741 橋	対策重点箇所調査 57 橋	対策工事 46 橋
津波を防ぐ対策	河川堤防・水門・樋門等の整備	ハード対策として、防潮堤、水門等を新設する	河川堤防高等を明示した基礎調査図作成	国・県への要望（河川堤防・防潮堤の整備）	国・県への要望（河川堤防・防潮堤の整備）
その他	地域防災計画（津波対策編）策定	国・県の三連動地震の津波被害想定を踏まえた地域防災計画を策定する	3月7日防災会議地域防災計画に津波の記述を追加	なし	第4次地震被害想定に基づき抜本的に修正する
	津波被害想定の見直し	国・県の三連動地震の津波被害想定を踏まえて本市の津波被害想定を見直す	暫定的な津波対策範囲（海岸からおおむね2kmの範囲）	暫定的な津波対策範囲	第4次地震被害想定に基づく津波浸水想定
	津波対策事業基金	市民や企業の皆様などからいただいた寄附を基に、防潮堤や津波避難施設などの整備を進める	なし	9月25日基金の創設	周知・啓発、逐次受付

# 第1章 本計画策定の目的と理念

## 1-1 計画の目的と理念

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ成立した「津波防災地域づくりに関する法律（以下、「津波法」と言う。）」を背景に、国が示した「津波波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画である。

本計画は、津波災害を対象とした計画であり、計画に位置付けた施策については、行政だけでなく市民等とビジョンを共有しながら、自助・共助、公助の取組み連携により、将来にわたって取組みを継続していく。

以下を本計画の理念に掲げ、津波災害に強い地域づくりを実現していく。

### 計画の理念

～津波に強い魅力あるまち・はままつ～

自助・共助と公助の取組連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指す

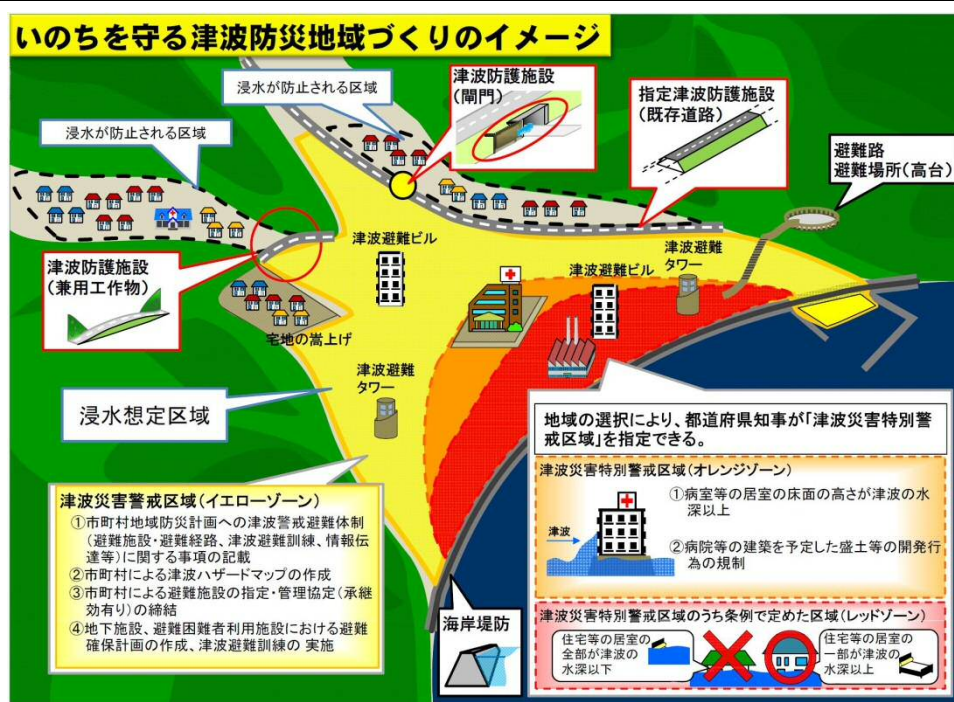


図1-1 いのちを守る津波地域づくりのイメージ

出典：「津波防災地域づくりに関する法律について 地方公共団体等説明資料 平成24年3月 国土交通省」

## 1-2 計画の位置付け等

### (1) 計画の位置付け

津波法において、市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進することを目的に本計画を作成することができる。とされている。

本計画は、上位関連計画として、中部圏地震防災基本戦略、県・市アクションプログラムと整合を図り、さらに、県・市の地域防災計画、市の都市計画マスタープラン及び既往の防災関連事業における施策との連携を図っていく。

また、本計画に定める施策は、今後静岡県が指定する津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域と整合を図りながら、効果的な運用を図るものとする。

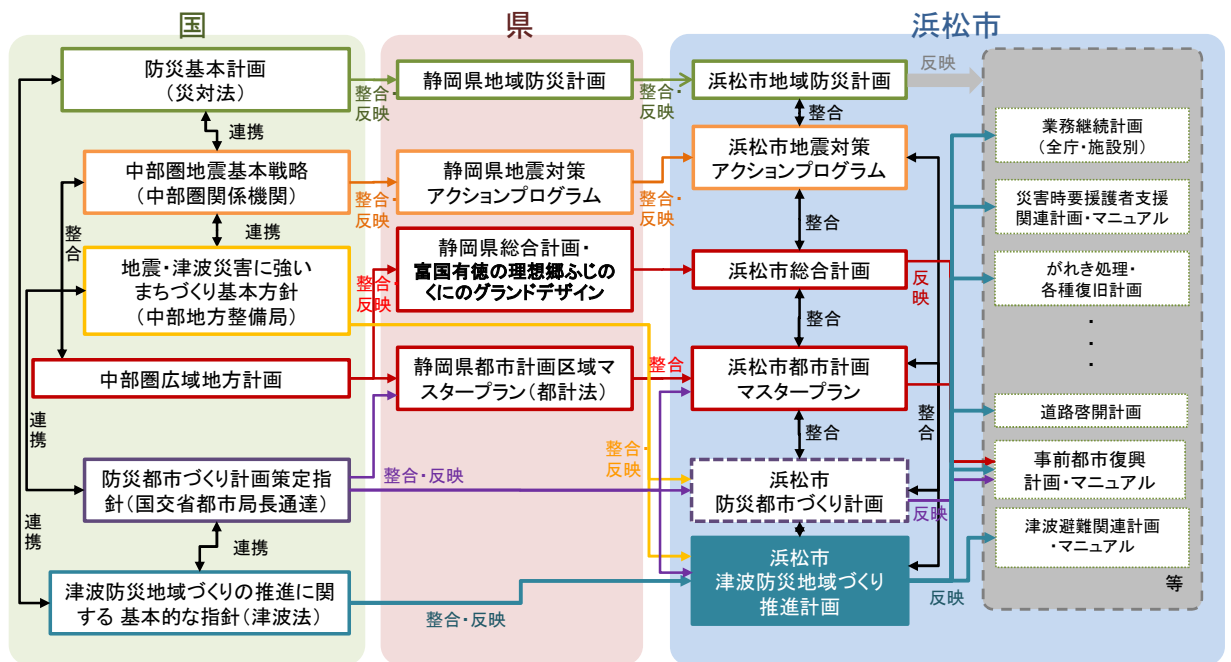


図 1-2 本計画と関連計画の関係

## (2) 津波防災地域づくり推進協議会による検討

津波法第4章第11条において、「推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる」とされている。

本市では計画策定にあたり、学識経験者、住民代表、国・県等の関係機関、庁内関係部局からなる協議会を設置し、科学的・専門的知見から本市における津波防災上の課題を評価し、今後の津波対策の方針、具体的施策の検討を行った（本市推進協議会は全4回実施）。

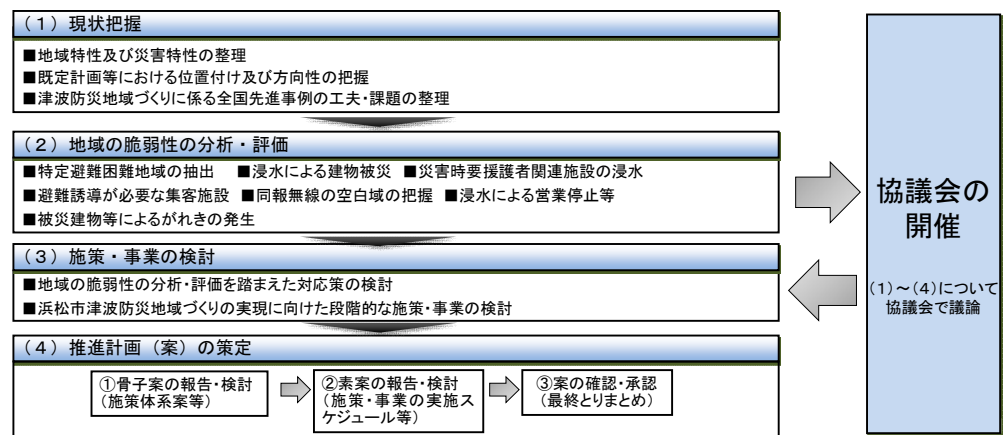


図 1-3 協議会による検討を踏まえた計画の策定の流れ

## (3) 本計画における期間の考え方

津波防災地域づくりは、津波からの避難などのソフト対策と、中長期的なハード対策を併せて多重防御で対応する。

そのため、計画期間を本市の総合計画の期間を勘案して、30年程度とし、各施策を立案した。

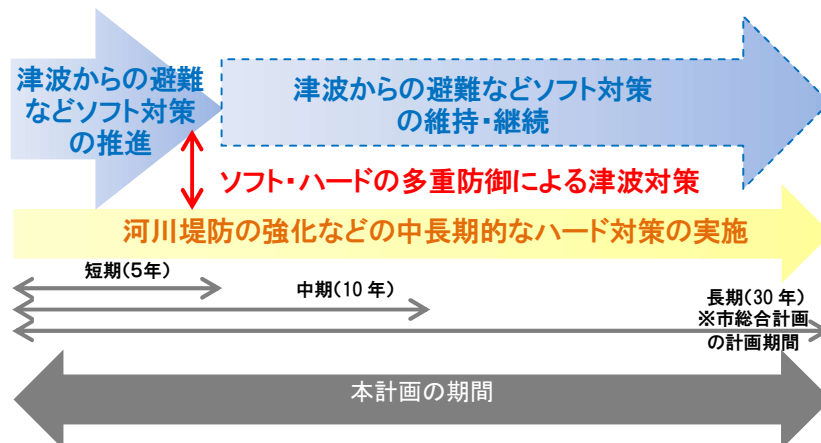


図 1-4 計画期間のイメージ

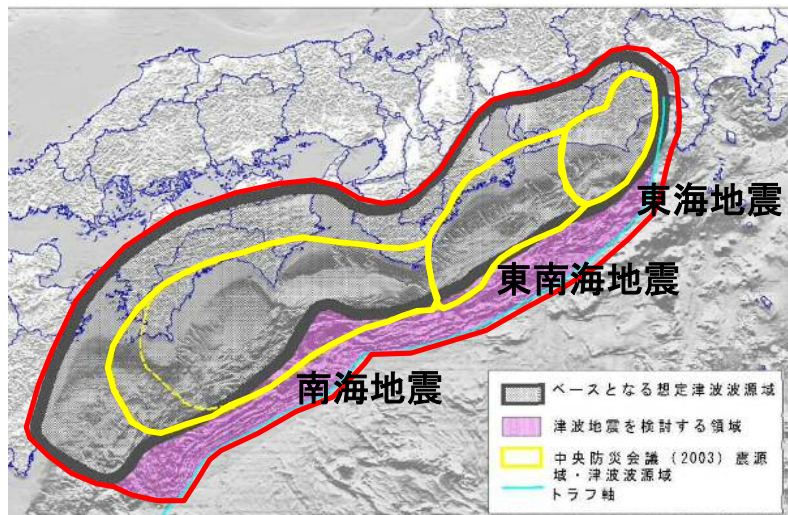


#### (4) 本計画で対象とする地震・津波

静岡県は、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の2つのレベルを対象に静岡県第4次地震被害想定を実施した。

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波に対する津波浸水想定を踏まえ、ハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで、市町村が津波防災地域づくりの具体的な姿を地域の実情に応じて総合的に描くことにある。

そのため、本計画で対象とする地震・津波は、静岡県第4次地震被害想定により示された「南海トラフ巨大地震を想定した最大クラス（レベル2）」とする。



区分	想定地震	備考
レベル1の地震・津波	東海・東南海地震（※） 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7） 上図：黄色	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9.0程度） 上図：灰色+ピンク	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

出典：中央防災会議（2003）モデル（図中の黄色箇所）内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」中間とりまとめ（2011年12月27日）より抜粋

図1-5 静岡県第4次地震被害想定における2つの想定地震と本計画で対象とする地震・津波（レベル2）

(5) 本計画区域について

本計画区域は、静岡県第4次地震被害想定南海トラフ巨大地震レベル2津波浸水想定区域（L2）と、既往文献から浸水範囲が概ね把握できている安政東海地震推定津波浸水想定区域に基づき、第5章に示す各推進施策を実施する範囲を考慮し、以下のとおり定める。

[本計画区域]

南海トラフ巨大地震レベル2津波浸水想定区域（L2）及び安政東海地震推定津波浸水想定区域を含む町丁目の範囲かつ標高10m以下の区域とする。



図1-6 本計画区域

### ～津波防災地域づくりに関する法律の成立～

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード九.〇という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。以降、「災害には上限がない」こと、津波災害に対する備えの必要性を多くの国民があらためて認識し、最大規模の災害が発生した場合においても避難等により「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性、歴史と経験を後世に伝えて今後の津波対策に役立てることの重要性などが共有されつつある。

このような中、平成二十三年六月には津波対策に関する基本法ともいべき津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）が成立し、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波に関する基本的認識が示されるとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進等により、津波対策は総合的かつ効果的に推進されなければならないこととされた。

一方、これまで津波対策については、一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われてきたが、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、このような低頻度ではあるが大規模かつ広範囲にわたる被害をもたらす津波に対しては、国がその責務として津波防災及び減災の考え方や津波防災対策の基本的な方向性や枠組みを示すとともに、都道府県及び市町村が、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を、地域の実情等に応じて具体的に進める必要があると認識されるようになった。

このため、平成二十三年十二月、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「法」という。）が成立した。



～津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針～

津波防災地域づくり基本指針は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項や推進計画の作成について指針となるべき事項等、法に基づき行われる津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向を示すものである（国土交通省告示）。

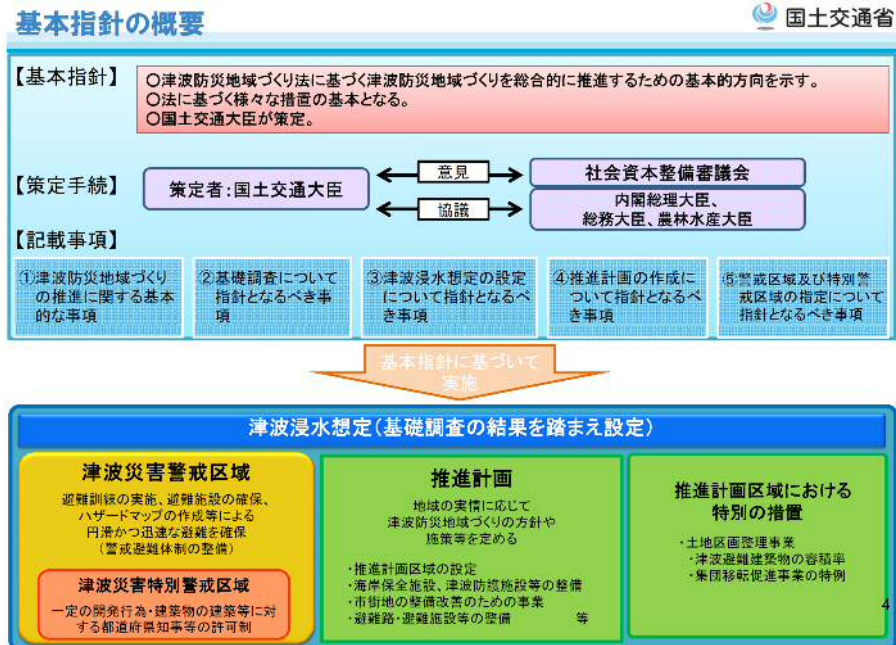


図 1-7 基本方針と推進計画の関係

※出典「津波防災地域づくりに関する法律について 地方公共団体等説明資料 平成 24 年 3 月 国土交通省」

～津波防災地域づくりの考え方について～

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんととしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念となる。

施策を立案・実施する際には、地域における創意工夫を尊重するとともに、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の確保等を図ることにより、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進するよう努めることが必要である。また、過去の歴史や経験を生かしながら、防災教育や避難訓練の実施、避難場所や避難経路を記載した津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民その他の者の意識を常に高く保つよう努めることや、担い手となる地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めることが極めて重要である。

## 第2章 浜松市の地域特性

### 2-1 沿岸域の特性について

#### (1) 都市の特性

本市は、多様な自然に恵まれた広大な市域を有し、中心市街地以外にも多くの人口を抱える政令指定都市であり、高規格幹線道路等の整備などにより将来的な都市活動の変化も想定される都市である。津波防災地域づくりにおいては、現状及び将来的な都市構造の変化も視野に入れた施策を取り組む必要がある。

#### 【位置】

- 本市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、国土の大動脈である西日本国土軸上にある。
- また、愛知県東三河・長野県南信州・静岡県遠州地域からなる「三遠南信地域」に属している。



図2-1 浜松市の位置

出典：浜松市都市計画マスタープラン

#### 【自然・地理】

- 本市は、浜名湖、遠州灘、天竜川及び山岳地などの多様な自然に恵まれ、地域の多様性を有している。
- 市域面積は、約 1,558k m<sup>2</sup>であり、全国で2番目の市域面積を有している。

#### 【人口分布】

- 平成22年時点では、市全域で約80万人が居住。市街化区域には約63%にあたる約50.4万人が居住し、市街化調整区域には約34%にあたる約26.9万人が居住している。
- 他の政令市と比較して、市街化調整区域に約3分の1の市民が生活していることが本市の特徴となっている。

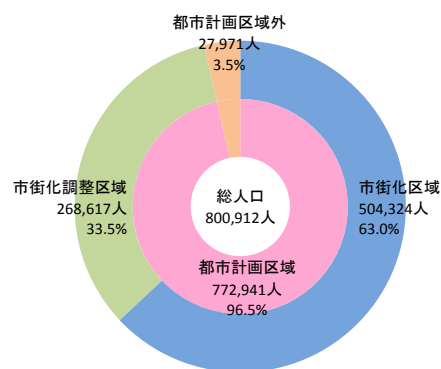


図2-2 区域別人口（平成22年）

出典：平成24年都市計画基礎調査

#### 【土地利用・交通】

- 津波による浸水が想定される沿岸部は、都市計画区域内にあり、商業地や舘山寺、弁天島などの観光地、工業地といった都市的土地利用が展開されている。一方で浜名湖周辺には水田などの良好な農地も広がっている。

- 今後、高規格幹線道路と、既存の国道1号や国道152号、257号などとの連携により、首都圏や三遠南信地域などへのアクセスが向上し、市内の移動ルートや市北部方面における産業活動が大きく変化する可能性がある。

## (2) 地形・地質の状況

沿岸部は、低地が広く分布しており、浜名湖沿岸や砂丘を除いては、津波の避難先となり得る高台が少ない。また、沿岸部は、地質的に軟弱地盤が分布しており、液状化のおそれが高く、地震後に地盤沈下等が発生するおそれもある。

- 南部には、標高30~50mの三方原台地を除き、標高10m以下の低地が広く分布している。
- 浜名湖内の沿岸部は、平地が少なく、後背地にはすぐ山がある「山つき」の地形が多い。平地には埋立による箇所もあり、液状化の可能性はある。
- 遠州灘沿岸は、東西方向に砂丘が存在し、自然堤防の前面には標高6~10mの砂丘が存在する。内陸部の過去の海水面が現在と異なった時期の砂丘痕跡が西区の旧東海道等、今も残っている。
- 天竜川周辺は、天竜川の氾濫原で砂れきが堆積し、軟弱地盤も分布しており、液状化の可能性はある。
- 軟弱地盤が分布している地域においては、地震や液状化による地盤沈下が発生し、長期にわたり湛水のおそれがある。

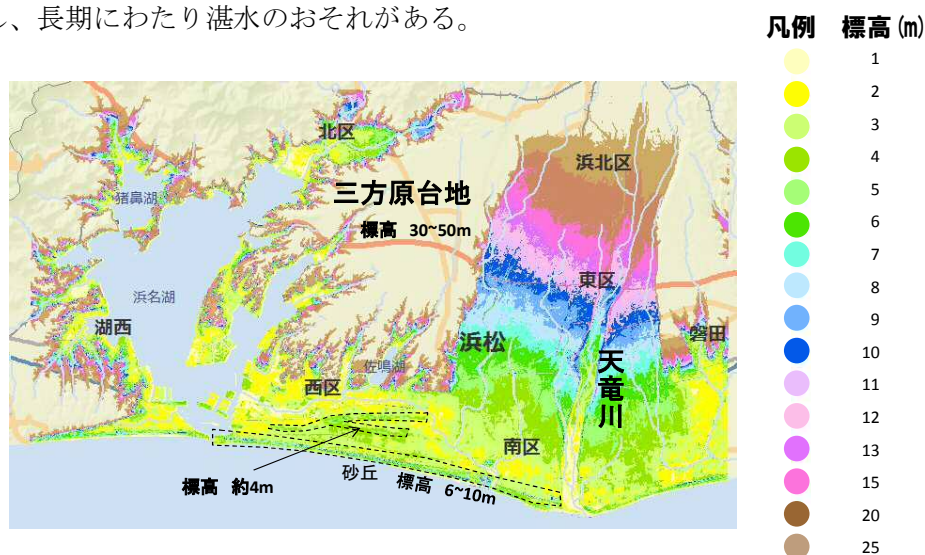


図2-3 浜松市の標高（国土地理院の基盤地図情報から作成）

### (3) 人口・高齢化率

平成 25 年度まで微増傾向にあった本市の人口は、全国的な動向と同様に、将来的には減少に向かい、超高齢社会となることが予測されている。

本計画の検討においては、人口減少・超高齢社会の到来を見据えた施策の取り組みも重要である。

- 人口は、徐々に減少し、平成 57 年時点で約 66 万人となり、現在の約 8 割まで減少すると予測されている。
- 高齢化率は、平成 21 年以降全区で 21% を超えて、超高齢社会となり、平成 57 年時点では約 38% に上ると予測されている。

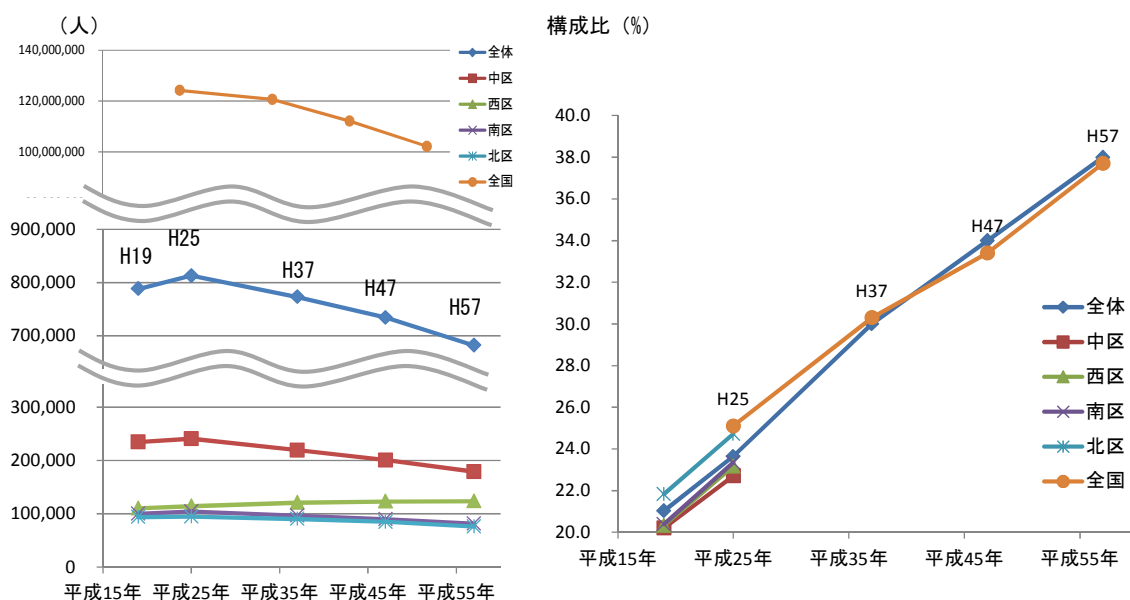


図 2-4 区別人口推移・高齢化率の推移

## 2-2 計画の前提となるレベル2の地震・津波被害について

本計画は、静岡県第4次地震被害想定レベル2の地震・津波に基づき、防災上の課題整理、施策検討を行った。

### (1) 地震・津波による被害(※)

地震・津波による人的被害については、津波による死者数が全体の約7割を占める。建物被害については、約8割が地震動によるものである。

- 震度6強から7の分布が市域の約6割となる。
- 中区、西区、東区の全域と、南区の約半分の区域で、震度7となる。
- 建物被害は、被害の約8割が地震動によるもので、全建物の約5割が全壊・焼失する。また、静岡県全体で、ブロック塀等の転倒が約20,000件、屋外落下物が発生する建物が約71,000棟となる。
- 液状化の可能性が高いところは、海岸部、浜名湖沿岸部の一部、天竜川の沿川部である。
- 死者数は約23,140人。このうち津波による死者数は、約16,610人で死者数全体の7割を占める

(※ 陸側ケース、ケース①、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合)。

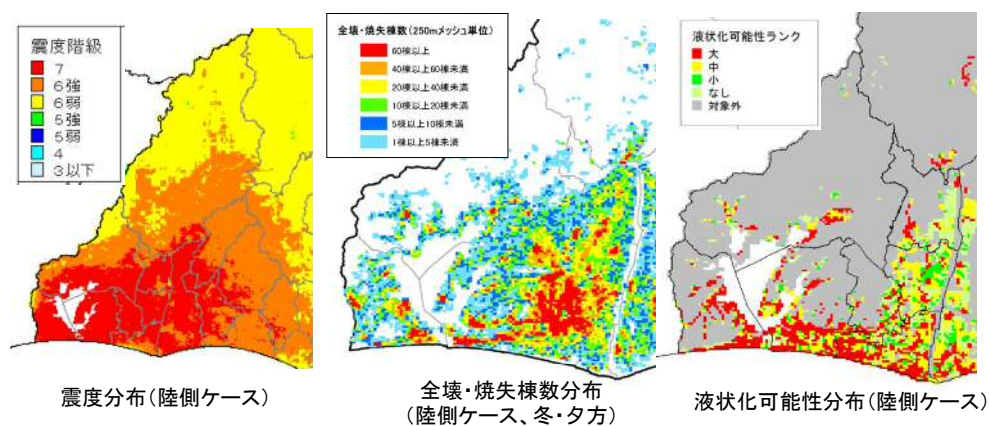


図2-5 レベル2の地震による震度分布等

表2-1 屋内転倒物・屋内落下物及びブロック塀の転倒等に関する被害(県全体)

人的被害	項目	死者数	重傷者数	軽傷者
	屋内転倒物・屋内落下物	約700人	約2,500人	約9,700人
ブロック塀の転倒、屋外落下物	—	—	約10人	
建物被害	項目	件数・棟数		
	ブロック塀等転倒数	約20,000件		
	屋外落下物が発生する建物数	約71,000棟		



## (2) 津波浸水の状況（現状）

津波は、遠州灘沿岸に約5分で到達するものの、標高6~10mの砂丘があるため、内陸へは約20分で流入し、西区・南区・北区・中区の沿岸広く浸水被害をもたらす。遠州灘沿岸においては、概ね国道1号線を境にして、浸水深が高くなることが想定されており、建物の流出・倒壊のおそれが高い浸水深2m以上の面積は、全体の浸水面積の約1/3を占める。

- 西区・南区の約2割が津波で浸水する。
- 津波は約20分で標高6~10mの砂丘を越え、内陸に流入する。
- 浸水深2m以上は概ね国道1号(海岸より約1km)より南側に集中している。
- 浸水深1cm以上の津波は海岸より約4kmまで到達する。
- 浸水面積約42k㎡(浸水深2m以上が約13k㎡、2m未満は約29k㎡)。  
 ※なお、本計画で前提とする津波浸水想定は、南海トラフ巨大地震モデルのケース①、ケース⑥、ケース⑧の津波浸水想定区域・想定浸水深の重ね合わせ図とする。

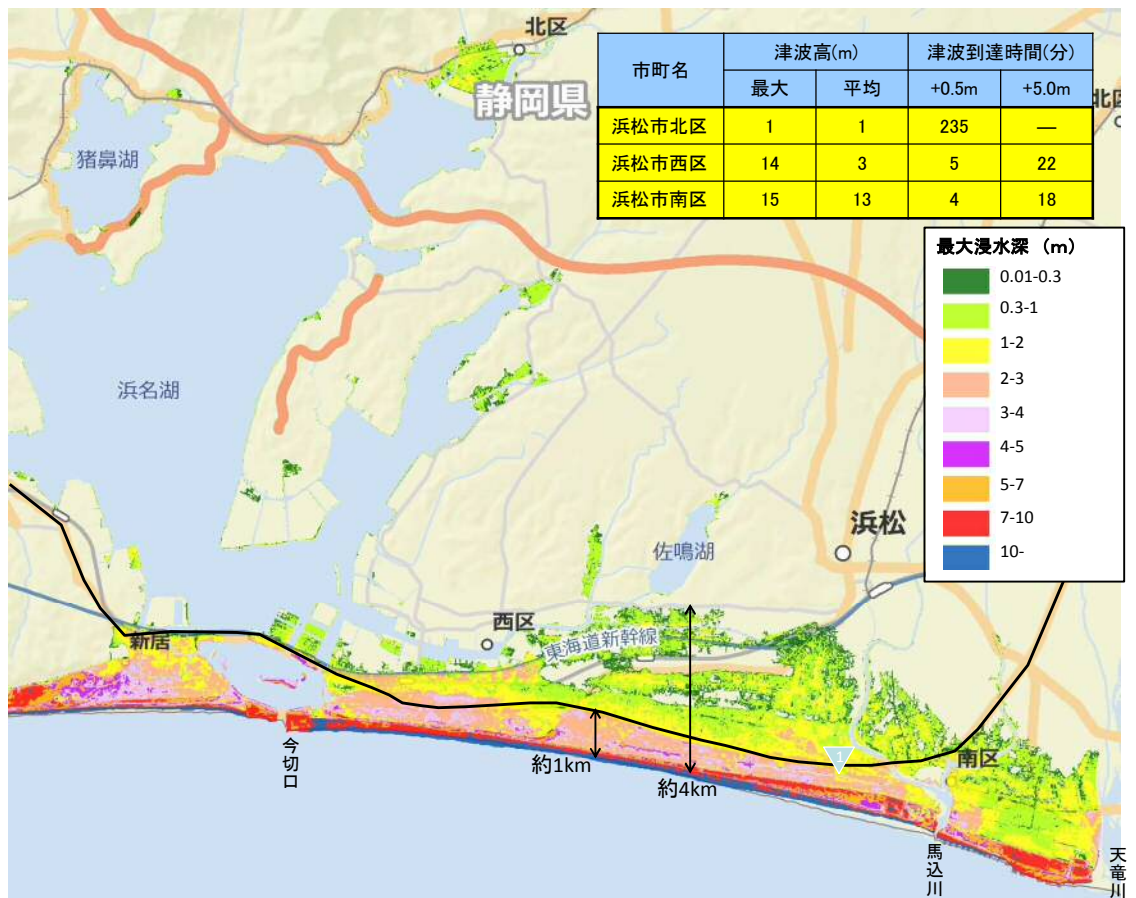


図2-6 津波浸水想定（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震モデルのケース①）

～本市の既往の津波災害履歴～

本市の既往の津波災害の履歴を以下に示す（西区・南区・北区版避難行動計画より抜粋）。

表 2-2 既往の津波災害履歴

西暦 (年)	和暦 (年)	災害	区名	災害規模	被害概要
1498	明応7	明応地震	西区	【震度】5～6 【津波高】 ・(舞阪地区)3丈(約10m) ・宇布見(雄踏地区)推定3～4m	・津波で約300戸流失 ・浜名湖南部で30haが海となり、溺死者は1万人余と推定 ・浜名湖が津波で切れ海に通じるようになったと言われている
			南区	—	・神明神社(米津町)に大津波により海岸地大半が流出と記録あり
			北区	—	・高瀬・宝田(三ヶ日地区)の集落で数百棟のうち7棟のみ残ったといわれている ・津波高は佐久米・津々崎(三ヶ日地区)で3～4m ・浜名湖南部では30ha余が冠水、溺死者1万人余と推定
1604	慶長9	慶長地震	西区	東海・南海・西海道に大地震・津波被害(舞阪地区など) 【津波高】5～6m	・舞阪では津波により山際まで船が打ち上げられたとされる
			南区	—	・津波地震による大きな津波により、大規模な被害を生じたものと推測(舞阪(西区)では船が山際まで打ち上げられ20隻あまりの釣り船が行方不明)
1707	宝永4	宝永地震	西区	【津波高】3～5m	・舞阪では家屋の半数が流失し、宇布見では1,000枚あまりの田畑が荒地となったとされる
			南区	—	・大規模な被害を生じたものと推定(舞阪で津波高5.3mと推定)
			北区	—	・気賀で津波高5～6mの津波が発生したとされる
1854	安政元	安政東海地震	西区	【津波高】 ・舞阪(舞阪地区)で5.6m ・一里塚で2.5m ・弁天島で3～4m ・篠原(篠原地区)で3.9m ・坪井(篠原地区)で3.7m ・馬郡(篠原地区)で3.2m	・入野では32棟がつぶれ、篠原では玉蔵寺の本堂前まで津波が襲来したとされる
			南区	—	・海龍寺(中田島町)に地震より建物が倒壊し、津波押寄せたと記録あり。また、高塚熊野神社(町)に裏山を高くして津波から人々を避難させたとの言い伝えが残る ・津波が天竜川をさかのぼり河口ら波が天竜川をさかのぼり河口から3kmの地点で津波高が4.5mに達したとされる
			北区	—	・津波高1～1.5mの津波が発生し、気賀で280haの田畑が塩水に浸かったとされる
1944	昭和19	東南海地震	西区	【津波高】 舞阪で3m	・旧雄踏町1888戸のうち全壊15戸、半壊22戸/篠原：全壊38棟・半壊82棟/雄踏：全壊15棟・半壊22棟/入野：全壊34棟・半壊33

西暦 (年)	和暦 (年)	災害	区名	災害規模	被害概要
					棟/神久呂：全壊3棟・半壊3棟伊佐見：全壊3棟/和地：全壊5棟・半壊2棟/北庄内：半壊1棟/南庄内：全壊2棟・半壊12棟/村櫛：全壊82棟・半壊58棟
			南区	—	・南区では工場などが倒壊する被害が発生した ・白脇：全壊23棟・半壊33棟、新津：全壊2棟五島：全壊42棟・半壊86棟、河輪：全壊57棟・半壊97棟芳川：全壊67棟・半壊57棟、飯田：全壊8棟・半壊8棟の被害に及んだ
1946	昭和21	南海地震	西区	【津波高】 ・舞阪地区で1.2m ・浜名湖外で1.2m ・湖内で0.6m	—
1952	昭和27	十勝沖地震	西区	舞阪地区で小さい津波を観測(地震後9～10時間)	—
1953	昭和28	房総半島沖地震	西区	【津波高】 舞阪地区で8cm (地震後約2時間)	—
1960	昭和35	チリ地震	西区	【津波の高さ】 舞阪地区でおよそ0.6m	—

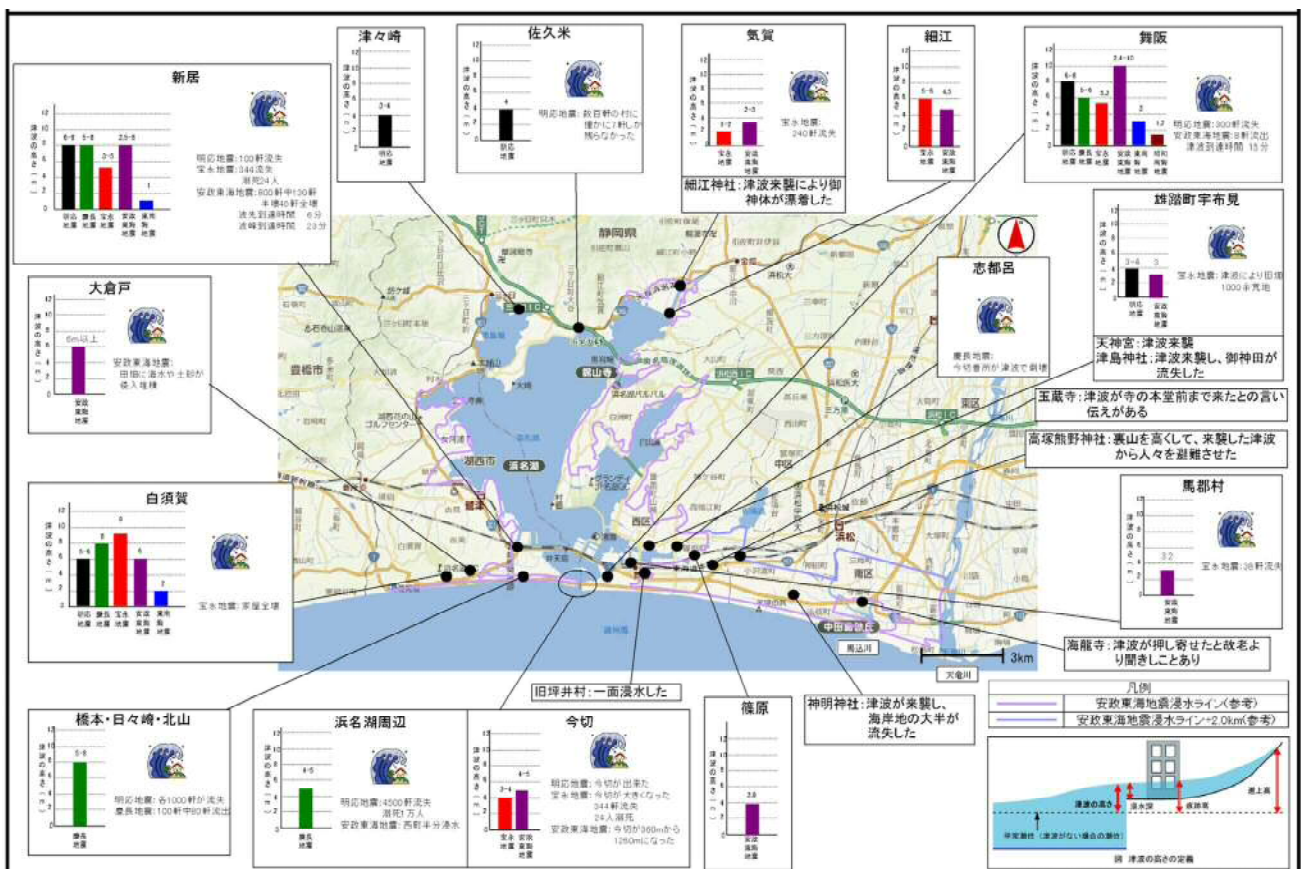


図 2-7 本市周辺の既往の津波災害履歴



### 第3章 津波災害に係る課題整理

#### 3-1 地域の脆弱性分析における基本的な考え方

本計画では、本市における津波災害に係る課題を整理するため、静岡県第4次地震被害想定に基づき、津波の浸水特性と初動、応急、復旧復興期の災害対応を想定した地域の脆弱性分析を行った。

脆弱性分析における基本的な考え方を以下に示す。

##### (1) 地震による被災の想定

脆弱性分析は、地震に伴う津波浸水による被害を対象とするが、南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波では発災時の大規模な揺れによる被害も顕著である。このため、避難行動や応急活動における活用可能な道路においては、地震動による建物倒壊、土砂災害、橋梁の被災を考慮する。

##### (2) 時系列に変化する対応課題を想定した脆弱性分析項目の設定

発災後時系列に変化する初動期、応急期、復旧・復興期の防災上の課題に対応した脆弱性分析項目を設定し、必要な事前対策の検討につなげる。

表3-1 脆弱性分析項目

脆弱性評価項目			課題への対応時期		
大項目	小項目	脆弱性の内容	初動期	応急期	復旧・復興期
避難の困難性	避難困難のおそれのある地域の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波避難ビルの利用可否(浸水深と施設の高さ)</li> <li>◆道路ネットワークの被災箇所(避難時に利用できない箇所)</li> <li>◆津波到達時間内に津波浸水想定区域外・津波避難ビルに避難できない地域</li> <li>◆津波避難ビルの収容能力不足により避難者を収容できない地域</li> </ul>	←→		
	災害時要援護者関連施設の津波浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆浸水域内の災害時要援護者関連施設数(箇所)及び2階以上への屋内待避の可能性</li> </ul>	←→		
住宅・建築物被災の危険性	津波浸水による建物被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆建物棟数に対する冠水等が想定される建物数(住居系)及び2階以上への屋内待避の可能性</li> </ul>	←→		
産業被災の危険性	津波浸水による営業停止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆津波浸水想定区域内で営業停止する事業所数(製造業)、営業停止により影響を受ける従業員数、生産不可となる額</li> <li>◆津波浸水によって生じる農業被害額</li> </ul>		←→	
早期復旧・復興への支障	被災建物等による災害廃棄物等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害廃棄物等発生量及び処理費</li> </ul>		←→	

### (3) 浜松市沿岸域防潮堤の本計画での位置づけ

本市では、一条工務店グループから静岡県に遠州灘沿岸に保安林をかさ上げした堤（以下、「防潮堤」と言う。）の整備のために 300 億円を寄付する申し出があり、平成 24 年 6 月 11 日、一条工務店グループ、静岡県、浜松市により、整備に関わる基本合意を締結し、平成 25 年度より整備が進められている（防潮堤は 5 年程度の短期間で整備完了を予定している。）。

防潮堤の整備効果としては、宅地の浸水面積の約 7 割低減が見込まれ、現時点で建物の倒壊・流出の危険性が高いと考えられる浸水深 2 m 以上の宅地を 97%低減するなど、大きな減災効果が期待できる。

本計画では、この防潮堤整備が短期で建設されることを前提として、各種分析や施策等を検討する。

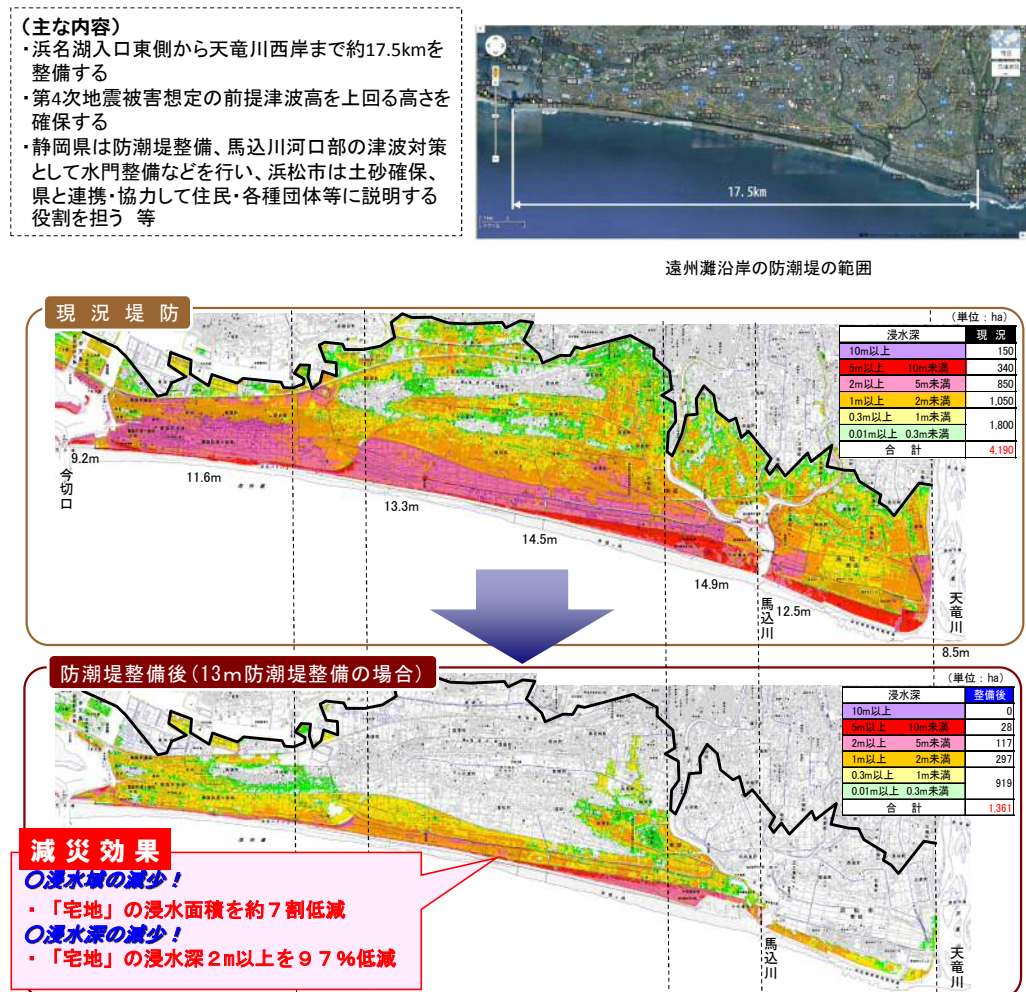


図3-1 防潮堤整備による減災効果

### 3-2 脆弱性評価手法と分析結果

脆弱性分析は、災害対応行動を想定した評価項目を設定し、都市計画基礎調査等に基づく建物現況等の土地利用の状況等の基礎データと、防潮堤整備後の津波浸水想定区域を地理空間情報システム（GIS）上に重ね合わせることで、大規模な津波が来襲した際に脆弱であると考えられる項目を空間的に整理し、課題の抽出を行うことにより実施した。

#### (1) 避難の困難性

##### ① 避難困難のおそれのある地域の抽出

###### 【目的・方法】

津波浸水想定区域のうち、特に避難対策を重点的に実施すべき地域を把握する。このため、内陸へ津波が入ってくる津波到達時間約 20 分の間に津波浸水想定区域外への避難や津波避難施設への避難が困難な地域を抽出する。

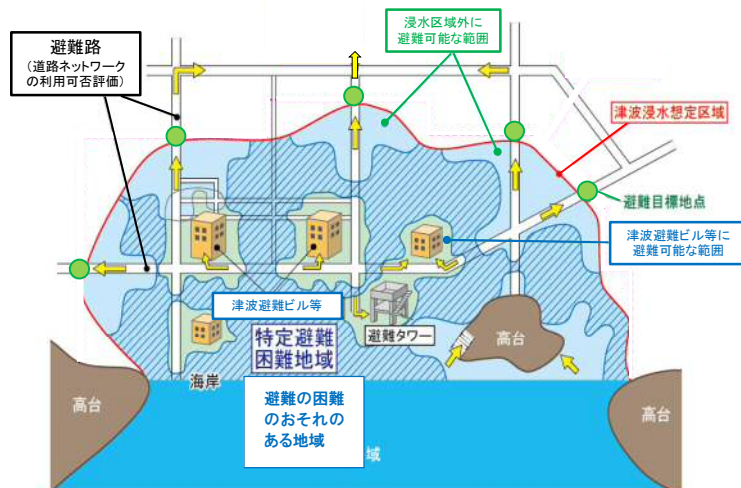


図 3-2 避難困難のおそれのある地域のイメージ

###### 【評価結果】

～継続的な警戒避難体制の強化が必要～

- 避難困難のおそれのある地域は舞阪、弁天島、篠原、新津、白脇の地域で発生し、約 3,200 人が避難困難のおそれのある地域に居住する。

## ②災害時要援護者関連施設の津波浸水

### 【目的・方法】

災害時に支援を必要とする方が多く利用する特別養護老人ホームなどの災害時要援護者関連施設では、水平避難（施設をで安全な他の場所へ移動する避難）に多くの時間を要することが懸念されるため、施設内に留まる（待避）が選択肢としてありえるか否かを試算した。

屋内待避の可能性がある施設は、津波浸水 5 m 未満かつ津波避難ビル指定がされている場合、もしくは、津波浸水深 2 m 未満で 2 階以上の階数がある施設（図 3-3）とした。

また、災害時要援護者関連施設の内、夜間・早朝等従業員が少ない状況で被災するおそれがある入所機能を持つ施設も確認した。

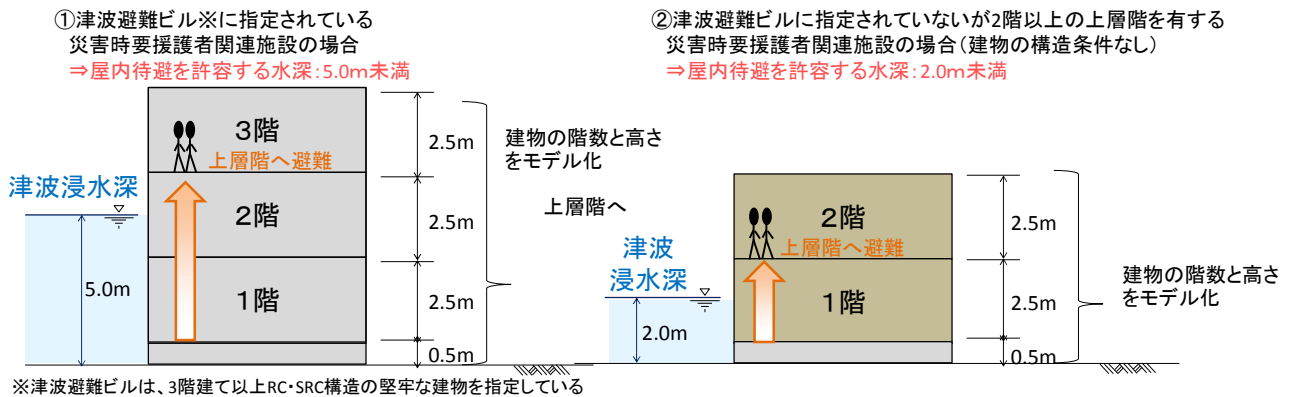


図 3-3 試算に用いた屋内待避を許容する施設

### 【評価結果】

～災害時要援護者を守る避難方法が必要～

- 津波浸水想定区域内の施設は、国道 1 号以南の地域を中心に 36 施設あるが、ほとんどの施設で屋内待避できる可能性がある。
- しかし、1 階建の通所施設、保育園の 7 施設（3 箇所）については、屋内待避が困難である。（但し、近隣もしくは同一敷地内に津波避難ビルが存在する。）

## (2) 住宅・建物被災の危険性

### 津波浸水による建物被災

#### 【目的・方法】

津波浸水により被災する住宅・建物の分布状況を把握するため、現況の住宅・建物分布（住居系）と津波浸水想定区域を重ね合わせ、浸水深により建物の被災状況を判断し、床下浸水（浸水深 0.5m 未満）、床上浸水（浸水深 0.5m 以上 2.0m 未満）、建物浸水（浸水深 2.0m 以上）のおそれがある建物数（棟）を抽出した。

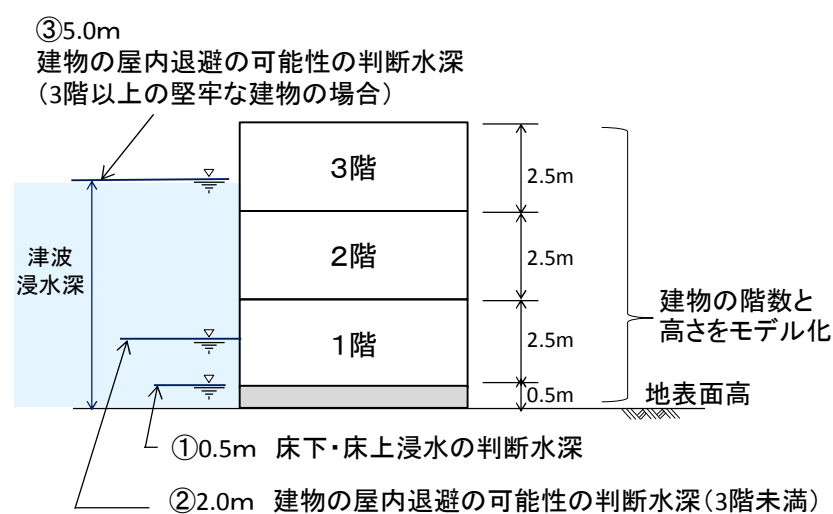


図 3-4 浸水による建物被災の基準

#### 【評価結果】

##### ～津波浸水に対応した建物への更新が必要～

- 現況立地している建物の中、建物の倒壊・流出のおそれのある浸水深 2.0 m 以上の建物は、舞阪の一部に分布するが、ほとんどの地域では浸水深 2.0m 未満の床上・床下浸水にとどまる。
- 舞阪地区や馬込川以西で国道 1 号以南の地域では、床上浸水（0.5m 以上～2.0m 未満）の可能性のある地域がある。



### (3) 産業被災の危険性

#### 津波浸水による営業停止等

##### 【目的・方法】

津波浸水による産業への影響を把握するため、商工業については、現況の建物分布（商業系・工業系）と津波浸水想定区域を重ね合わせ、浸水深に応じた営業停止日数を設定することで、営業停止による被害額を算出し、農業については、土地利用分布（田・農用地）と津波浸水想定区域を重ね合わせ被害額を算出した。

また、水産業については、津波浸水想定区域と重複する漁港を抽出し、東日本大震災における復旧日数を用いて、被害額を算出した。

##### 【評価結果】

～被災後の早期復旧に向けた産業の維持・継続支援策が必要～

○浸水するおそれのある事業所は、営業停止もしくは営業再開困難と見込まれる事業所数が多く、特に農業被害は、篠原地区、新津地区で顕著である。

### (4) 早期復旧・復興への支障

#### 被災建物等による災害廃棄物等の発生

##### 【目的・方法】

津波による災害廃棄物等の発生量を把握するため、静岡県第4次地震被害想定による災害廃棄物の発生量を参考に災害廃棄物等の発生量や概算処理費用について検討した。

##### 【評価結果】

～津波堆積物を考慮した災害廃棄物の処理対応が必要～

○津波による災害廃棄物等は、約58万トン～114万トン程度発生し処理に必要な概算費用は、104億円～205億円が必要である。市有地、公有地のみでは、収容・処理しきれない可能性が高い。

### 3-3 脆弱性分析に基づく津波防災に関する今後の取組課題

脆弱性分析の評価を踏まえた津波防災に関する今後の取組課題は、以下のとおりである。

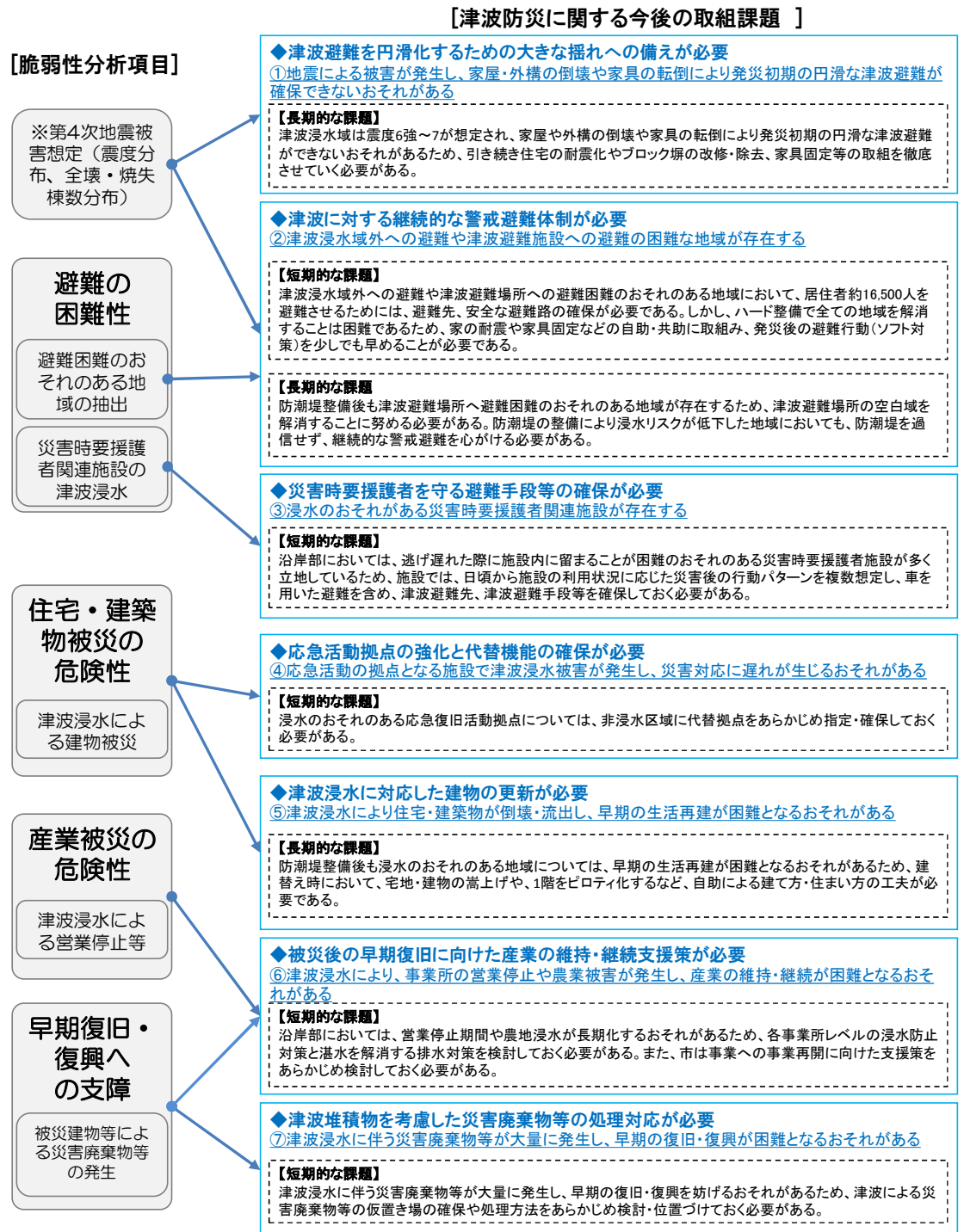


図3-5 脆弱性分析の評価項目と津波防災に関する今後の取組課題の関係

(1) 本計画区域内の津波防災上の課題

本計画区域内を右の3つの地域に分け、地域特性と津波防災上の主な課題を以下に整理する。



図3-6 本計画区域内の3つの地域

①南区及び中区の一部を含む地域

【地域特性】

- ・高い工業出荷額を誇る工場が、既存住宅市街地と連担しながら、主にJR東海道本線沿線に展開している。
- ・区内の市街化調整区域は、土地改良事業による基盤整備や都心への近接性などの要因により宅地化が進行し、一部はDID（人口集中地区）になっている。
- ・遠州灘や天竜川など、本市を代表する水辺地を有している。

【津波防災上の主な課題】

- ◆ 区本部の代替機能の確保が必要
- ◆ 被災後の早期復旧に向けた商工農業の維持・継続支援策が必要
- ◆ 被災後に1～2日程度湛水した場合などに津波避難ビル等に取り残された避難者への備蓄が必要



図3-7 南区及び中区の一部を含む地域における津波浸水想定（現状）

②西区の地域

【地域特性】

- ・東海道や雄踏街道沿いには古くから歴史的なたたずまいを有する市街地が形成されているほか、住宅団地や既存集落も点在するかたちで形成している。
- ・浜名湖周辺には、弁天島、館山寺などの温泉街をはじめ、渚園、浜名湖ガーデンパーク、はままつフラワーパーク、浜松市動物園などの観光施設が多く立地している。
- ・ハウス栽培を中心とした農業や浜名湖における水産業が盛んで、優良農地や養鰻池が存在している。

【津波防災上の主な課題】

- ◆ 津波浸水想定区域外への避難や津波避難施設への避難の困難な地域が存在するため、発災後の避難行動（ソフト対策）を少しでも早める取組みと合わせ、避難先、避難経路の確保が必要
- ◆ 来街者・観光客、災害時要援護者を守る避難手段等の確保が必要
- ◆ 既存集落の建替え時には自助による建て方・住まい方の工夫が必要



図3-8 西区の地域における津波浸水想定（現状）



### ③北区の地域

#### 【地域特性】

- ・合併前のそれぞれの地域には中心地が存在している。
- ・浜名湖や都田川などの水辺地や中山間地へと連なる森林を有する自然豊かな地域であり、多くの歴史的文化遺産や観光施設が点在している。
- ・みかんやばれいしょに代表される農業や浜名湖における水産業が盛んである。

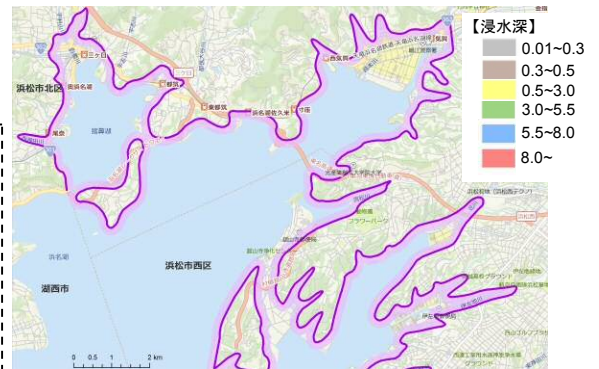


図3-9 北区の地域における津波浸水想定（現状）

#### 【津波防災上の主な課題】

- ◆ 津波浸水想定域や想定浸水深は小さいが、過去に津波災害の履歴があることから、津波に対する継続的な警戒避難体制が必要
- ◆ 来街者・観光客を守る避難手段等の確保が必要
- ◆ 被災後の早期復旧に向けた農業の維持・継続支援策が必要

## 第4章 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

### 4-1 計画の目標

第1章に述べた理念「津波に強い魅力あるまち・はままつ」に基づき、津波防災上の課題に対する以下の目標を定める。

#### (1) 津波防災上の課題を踏まえた3つの目標

地域における津波防災上の課題から、以下のとおり津波防災地域づくりの3つの目標を定める。

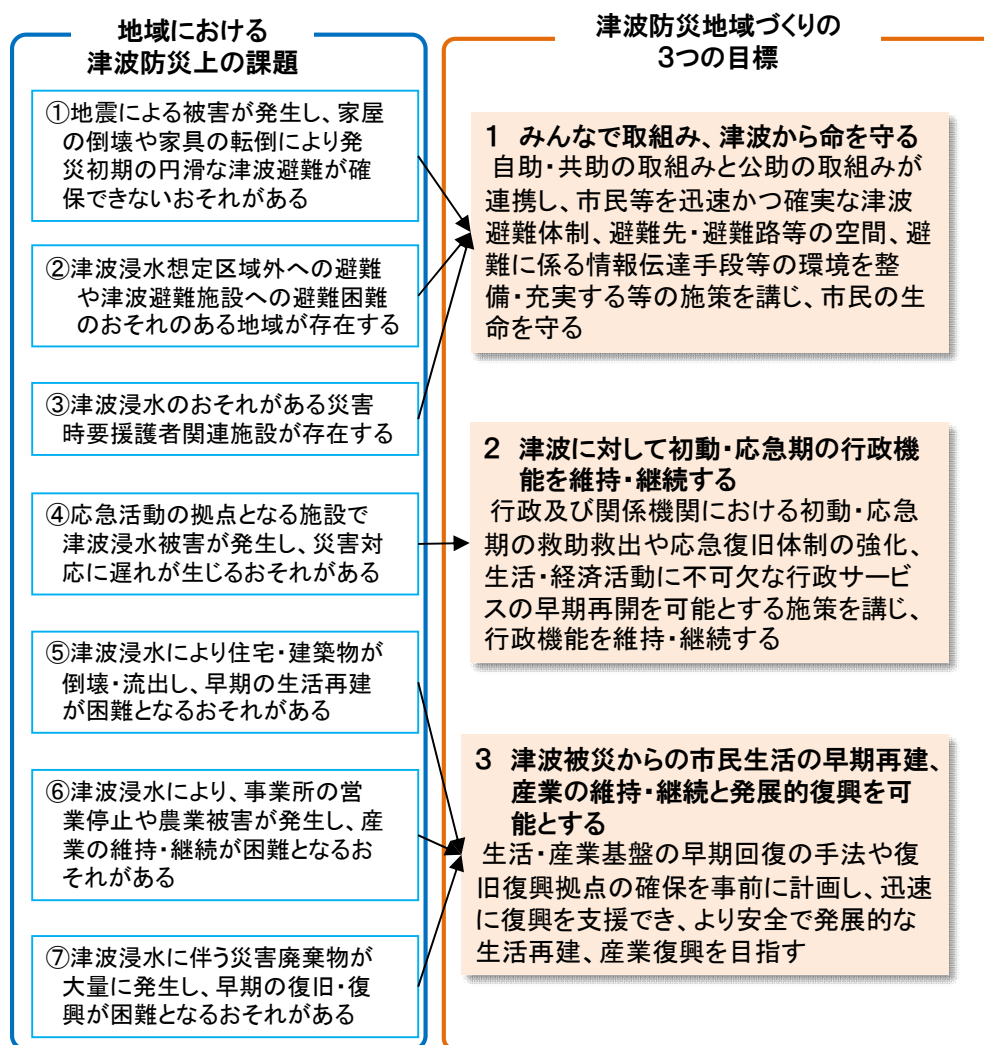


図4-1 津波防災上の課題を踏まえた3つの目標

## (2) 施策推進の考え方

津波防災地域づくりの推進施策は、防潮堤が整備されることを前提として、施策内容（ソフト、ハードの視点）から施策の達成時期（短期、中期、長期）を定める。

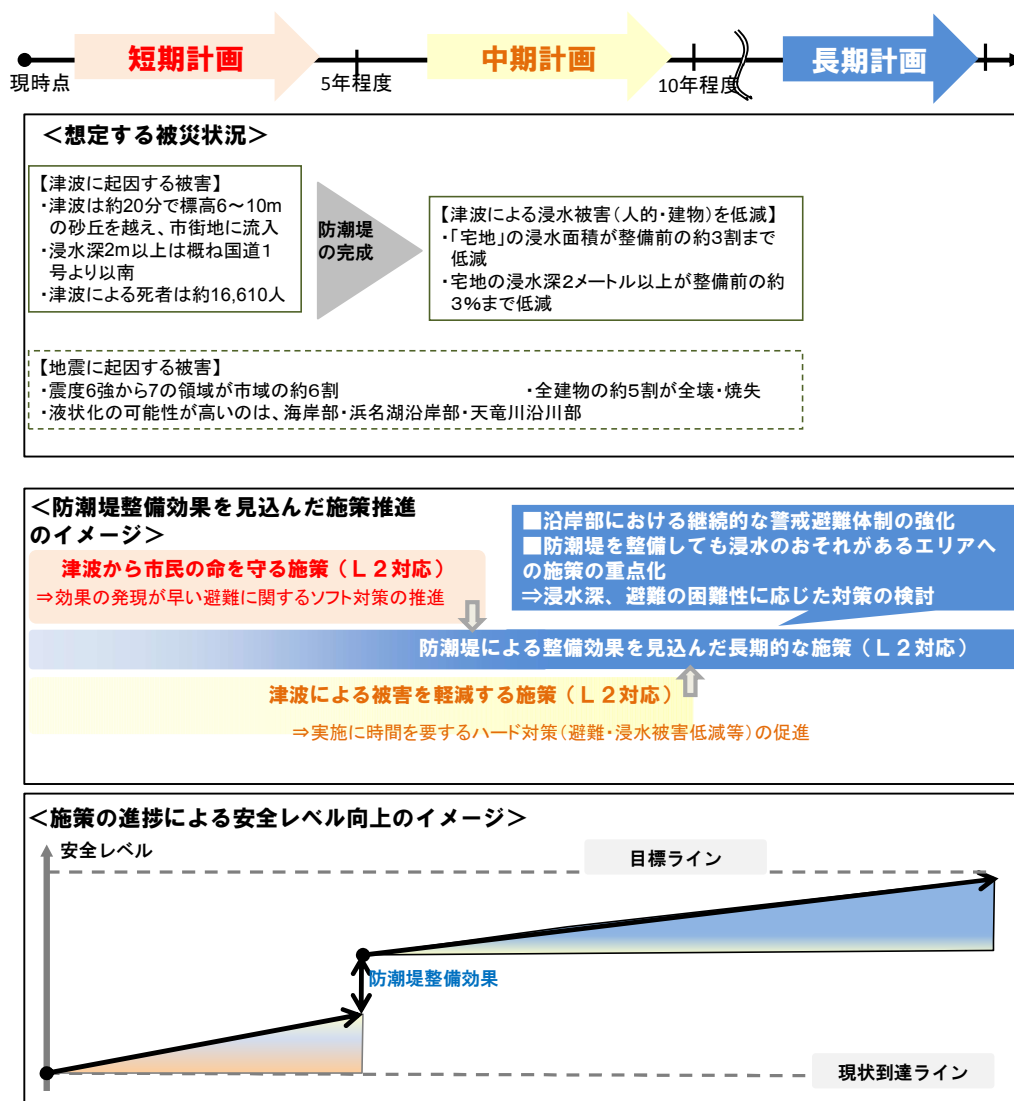


図4-2 施策推進のイメージ

## (3) 当面（10年程度）の数値目標の設定

県・市アクションプログラムと整合した津波防災地域づくりの当面の数値目標を以下のとおり定める。

### 具体的目標の設定

**当面・中期(10年程度)の減災目標**  
 第4次地震被害想定において津波が要因となる犠牲者を、今後10年間で8割減少させる

## 4-2 土地利用計画

津波の浸水状況を踏まえ計画区域内の土地利用を変更することはせず、浜松市総合計画及び都市計画マスタープランで示されているまちづくりの考え方と整合した地域づくりを進める。

### ～本市における沿岸区のみちづくりの基本的な考え方～

本市の都市計画マスタープランでは、沿岸区のみちづくりの基本的な考え方及び将来の都市構造図が以下のとおり示されている。

#### 中区

- はままつ顔となり、多くの人が集まる都心の育成
- 安全性と利便性を兼ね備えた快適な暮らしの確保
- 潤いあるみどりの創出と歴史的資源の保全・活用
- 快適で円滑な交通の確保



#### 北区

- 浜名湖や広大な森林などの豊かな自然環境の保全・活用
- 多様な産業や地域資源を活かしたまちづくり
- 自然豊かで、安全で快適な暮らしの確保
- 地域の活性化につながる交通基盤の整備・改善



#### 西区

- 浜名湖などの豊かな水辺環境と良好な緑地・農地の保全
- 地域資源を観光に活かしたまちづくり
- 安全でゆとりある暮らしの確保
- 地域の活性化につながる交通基盤の整備・改善



#### 南区

- 遠州灘などの豊かな自然環境の保全・活用
- 工業や農業などの産業が活発に展開するまちづくり
- 主要幹線道路と地域資源を活かした交流のみちづくり
- 安全で快適な暮らしの確保





図4-3 将来都市構造図

#### 4-3 警戒避難体制の整備

警戒避難体制については、「津波避難対策推進マニュアル検討報告書 第2章 市町村における津波避難計画策定指針(総務省消防庁平成25年3月)」に基づき、整備する。

##### (1) 避難路、津波避難施設（緊急避難場所）

市および住民等は、住民等一人ひとりが津波避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、津波避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した津波避難場所等の機能維持・向上に努める。

##### (2) 情報伝達手段の確保

住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

##### (3) 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波のメカニズムや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、津波防災教育・啓発の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

##### (4) 津波避難訓練の実施

住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図り、継続的な津波避難訓練の実施を促進する。

##### (5) 津波避難計画の作成

津波避難のあり方は、地域の状況によって異なってくる。そのため、地域の情報を最も把握している住民自らが、地域の実情にあわせた津波避難計画を作成する。



#### 4-4 津波防災地域づくりの基本方針

本市における津波防災地域づくりの基本方針は、津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成する。

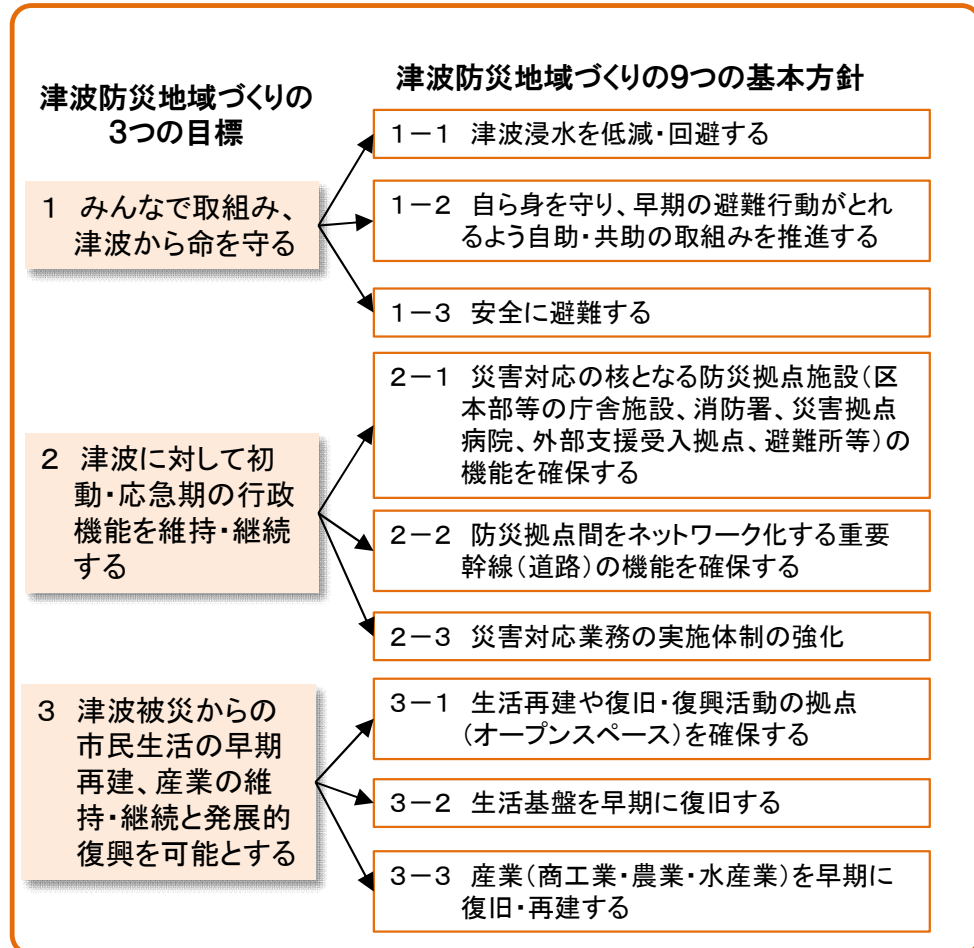


図4-4 津波防災地域づくりの3つの目標と9つの基本方針の関係

目標 1) みんなで取組み、津波から命を守る

▶ 基本方針 1-1

津波浸水を低減、回避する

本市の津波浸水区域は 41.9k m<sup>2</sup> と広く、全てを避難対策で対応することは困難である。このため、河川堤防・浜松市沿岸域防潮堤などにより、津波浸水想定区域の低減や回避を図る。

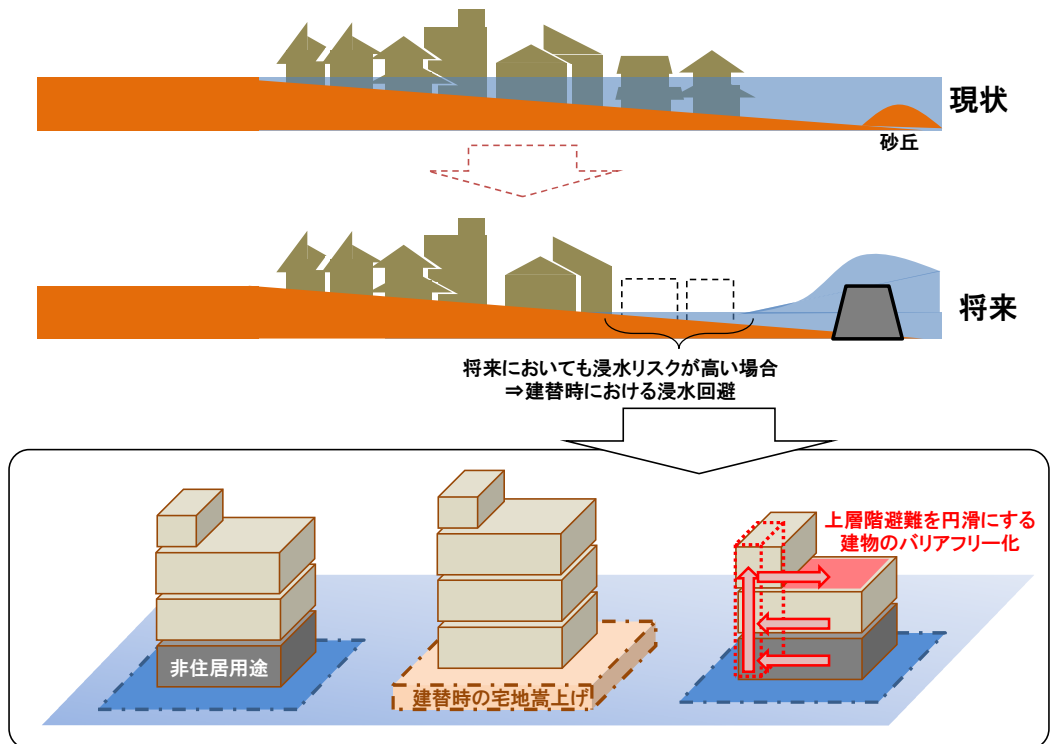


図 4-5 浸水想定区域内における被害低減、回避のイメージ

[基本方針に基づく関連施策項目]

1-1-1 津波浸水被害の低減

1-1-2 津波浸水リスクが高い区域における施設立地の制限

参照 P. 47~48



➤ 基本方針 1-2

自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を推進する

命を守るためには、「地震だ！津波だ！すぐ避難」の静岡県の津波スローガンのように早期避難が不可欠である。このためには、家屋の耐震や避難訓練などの自助・共助を推進する。

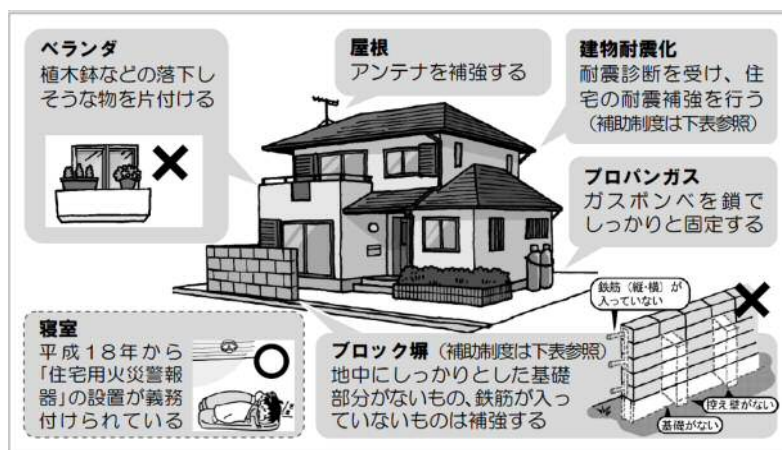


図 4-6 自助による家屋の耐震対策のイメージ (出典：区版避難行動計画)



図 4-7 共助による避難体制づくりのイメージ (出典：区版避難行動計画)

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 1-2-1 自宅等の個々の耐震対策の推進
- 1-2-2 日常からの避難訓練や防災教育の実施、防災人材の育成
- 1-2-3 多様な情報伝達手段の確保
- 1-2-4 地域ぐるみの避難体制の確立
- 1-2-5 オール浜松体制による共助

参照 P. 49~53

➤ 基本方針 1-3

安全に避難する

安全に早期に津波から避難するためには、津波浸水想定区域外への避難路や、津波浸水想定区域内の津波避難場所の確保が必要である。

津波避難場所空白域の解消や円滑な避難を支える安全な避難路、避難経路の整備を中長期的な対応として取り組んでいく。

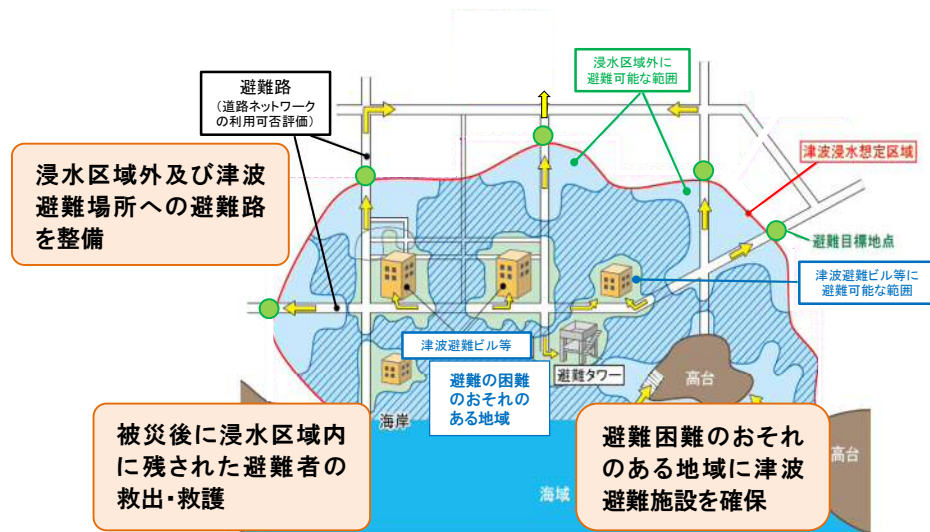


図 4-8 安全な避難先・避難経路の確保とネットワーク化（イメージ）

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 1-3-1 津波避難場所の確保
- 1-3-2 避難路・避難経路の整備
- 1-3-3 避難者の救出・救護

参照 P. 54~55

目標 2) 初動・応急期の行政機能を維持・継続する

➤ 基本方針 2-1

災害対応の核となる防災拠点施設（区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所等）の機能を確保する

初動・応急期の迅速な災害対応や、被災後の住民サービスの早期再開には、発災後も行政機能を維持・継続する必要がある。

区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所等の機能を維持・確保し、行政・関係機関による初動・応急活動が円滑に行えるよう環境を構築する。

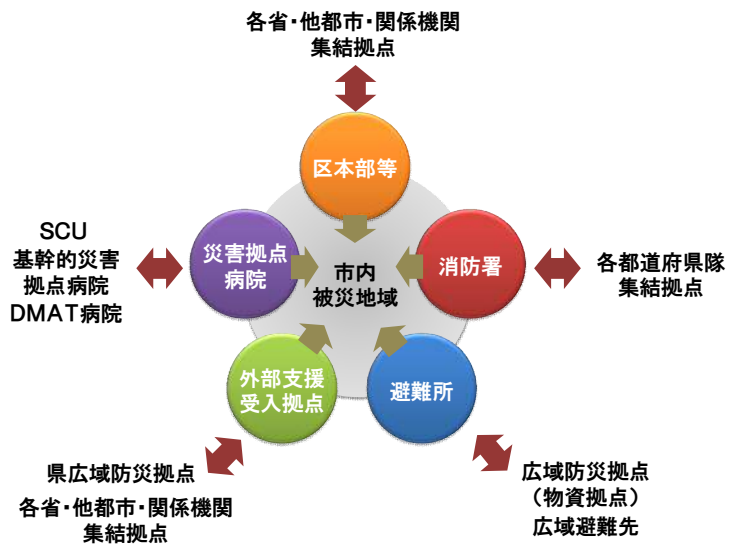


図 4-9 災害対応の拠点となる地域防災拠点施設の機能

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 2-1-1 防災拠点施設の確保
- 2-1-2 防災拠点施設の機能維持

参照 P. 56

➤ 基本方針 2-2

防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能を確保する

初動・応急期の迅速な災害対応を実現するためには、被災現場と地域防災拠点施設間の安全な道路ネットワークが確保されている必要がある。

中部防災基本戦略で位置づけられた「中部版くしの歯作戦」における啓開路線及び静岡県で定められている緊急輸送路等の見直しも行き、地域の安全な道路ネットワークを構築する。

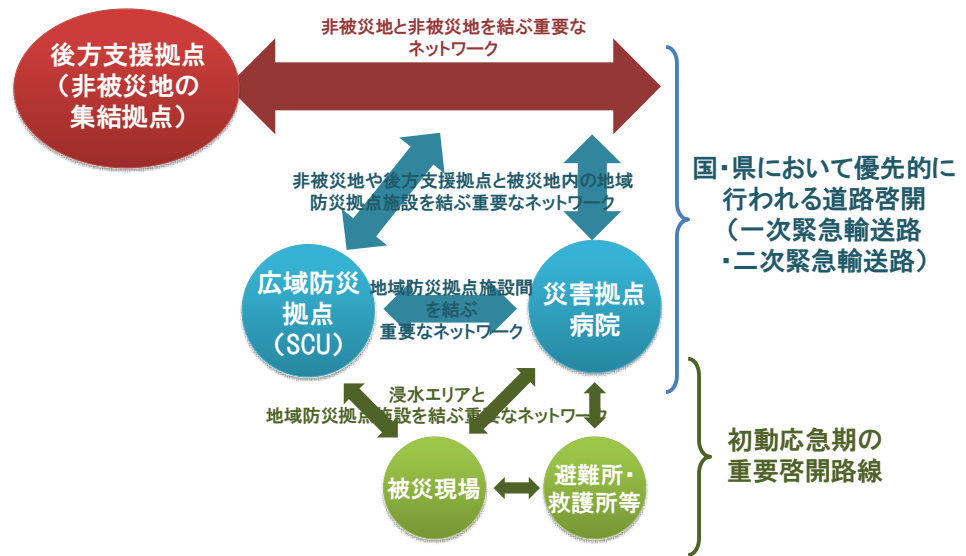


図 4-10 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能確保

[基本方針に基づく関連施策項目]

2-2-1 重要幹線（道路）の優先整備・啓開復旧の位置づけ

2-2-2 重要幹線（道路）の防災機能強化

参照 P. 57

➤ 基本方針 2-3

災害対応業務の実施体制の強化

地震・津波の発災時間等も踏まえ、市の災害対策本部及び各部署の早期設置、各所管施設の機能確保が行えるようにする必要がある。このためには、被災後の限られた参集職員で効率的に災害対応業務及び非常時優先業務を遂行するための体制を構築する。

[基本方針に基づく関連施策項目]

2-3-1 災対本部・職員体制の整備

2-3-2 外部支援の積極的受入・活用

参照 P. 58

目標 3) 市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

▶ 基本方針 3-1

生活再建や復旧・復興活動の拠点（オープンスペース）を確保する

被災後の住民生活を早期再建するためには、被災者への応急仮設住宅の提供や津波により発生した災害廃棄物等への対応を速やかに行う必要がある。静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、発災後の応急復旧や復興事業推進に必要な用地（オープンスペース等）をあらかじめ定めておき、発災後の応急復旧工事や応急仮設住宅の確保、災害廃棄物等の処理対応を円滑に行う。

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 3-1-1 円滑な災害廃棄物等処理体制の構築
- 3-1-2 応急仮設住宅の早期確保
- 3-1-3 遺体への適切な対応

参照 P. 59

▶ 基本方針 3-2

生活基盤を早期に復旧する

生活基盤の早期復旧には、電気、水道、ガスなどのライフライン施設の早期復旧や、津波湛水の早期解消が不可欠となる。

ライフライン復旧のための関係機関への広域応援要請やライフライン復旧活動に必要な津波湛水区間の緊急排水の支援要請等、インフラ・ライフラインの優先的復旧箇所をあらかじめ想定しておき、生活基盤確保のための円滑な復旧体制を構築する。

また、静岡県第4次地震被害想定において被災が発生することが想定されている地域において、防災都市づくり計画や事前復興計画の検討に取り組み、被災後においても住宅・市街地の復興計画・事業推進に関する円滑な合意形成を図れるよう検討体制を構築する。

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 3-2-1 ライフライン関係機関による早期復旧対策の構築
- 3-2-2 津波湛水の早期解消
- 3-2-3 事前復興計画の検討体制の構築

参照 P. 60~61

▶ 基本方針 3-3

産業（商工業・農業・水産業）を早期に復旧・再建する

被災後も地域の産業（商工業・農業・水産業）を維持・継続させるには、自助による事前の備え（揺れ及び津波による浸水対策）が不可欠となる。また、被災してしまった場合にも早期に事業が再開できるよう、事後の対応をあらかじめ想定しておく必要がある。

そのため、事業所への BCP の策定支援や、被災後の早期復旧に対する事業所等への支援制度（融資・保険）をあらかじめ検討し、被災後も本市の産業が発展的復興を遂げることが可能な体制を構築する。

[基本方針に基づく関連施策項目]

3-3-1 産業（商工業・農業・水産業）の早期復旧

参照 P. 62



## 第5章 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

### 5-1 基本方針に基づく施策体系

津波被害を最小限に抑えるためには、防潮堤などのハード対策としての「防ぐ」と「回避」の視点と、早期避難のためのソフト対策としての「防災教育」、「知らせる」「逃げる」の視点が必要である。また、被害から早期に立ち直るための「早期復旧」の視点が必要である。

このことから、この6つの津波対策の視点を踏まえて取組むべき具体的な施策（アクション）を本章にて整理する。

なお、4章で整理した目標・基本方針と6つの津波対策の視点との対応関係を次項に示す。

#### ① 防災教育

家庭から、学校、地域、企業、行政機関において、訓練の企画・実施や防災マップ・ハザードマップの作成、施設管理者毎の津波避難計画やマニュアルの策定、取組の普及により、地域の多様な層における地域防災力の向上を図る。

#### ② 知らせる

津波に関する行政機関や民間通信事業者から地域への情報伝達手段を多重化する。発災直後の津波避難に関する情報については、関係機関・民間事業者との連携も含め、可能な限りあらゆる発信手段を活用できるように検討していく。また、発災後の対応フェーズに則したニーズの高い情報を提供していく。

#### ③ 逃げる

現状で避難困難のおそれのある地域においても、津波から逃げる手段をできる限り確保する。

#### ④ 防ぐ

公共土木施設の強化や多重防御による津波外力の低減、さらには、公共建物や個々の住宅・事業所の耐波化により、津波外力から生命や財産を守る取組を進める。

#### ⑤ 回避する

津波浸水リスクの高い地域における被害発生を低減するために、公共施設及び住宅・事業所の新設・建替え時に浸水回避できるようにする。

#### ⑥ 早期復旧

発災後の早期復旧に必要な応急・復旧活動拠点の整備や外部支援の受援体制を強化し、具体的な復旧目標や復旧対象・手順を定め、早期復興へとつなげていく。

図5-1 6つの津波対策の視点

## ◆目標1 みんなで取組み、津波から命を守る

教 知 逃 防 回

### ➤ 基本方針1-1

津波浸水を低減、回避する

防 回

- 1-1-1 津波浸水被害の低減
- 1-1-2 津波浸水リスクが高い区域における施設立地の制限

### ➤ 基本方針1-2

自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を推進する

教 知 逃

- 1-2-1 自宅等の個々の耐震対策の推進
- 1-2-2 日頃からの避難訓練や防災教育の実施、防災人材の育成
- 1-2-3 多様な情報伝達手段の確保
- 1-2-4 地域ぐるみの避難体制の確立
- 1-2-5 オール浜松体制による共助

### ➤ 基本方針1-3

安全に避難する

逃

- 1-3-1 津波避難場所の確保
- 1-3-2 避難路、避難経路の整備
- 1-3-3 避難者の救出・救援

## ◆目標2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する

回 復

### ➤ 基本方針2-1

災害対応の核となる防災拠点施設(区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所等)の機能を確保する

回 復

- 2-1-1 防災拠点施設の確保
- 2-1-2 防災拠点施設の機能維持

### ➤ 基本方針2-2

防災拠点間をネットワーク化する重要幹線(道路)の機能を確保する

回 復

- 2-2-1 重要幹線(道路)の優先整備・啓開復旧の位置づけ
- 2-2-2 重要幹線(道路)の防災機能強化

### ➤ 基本方針2-3

災害対応業務の実施体制の強化

復

- 2-3-1 災害対策本部・職員体制の整備
- 2-3-2 外部支援の積極的受入・活用

図5-2 津波防災地域づくりの目標・基本方針と  
津波対策の6つの視点との対応関係(1/2)

◆目標3 津波被災から市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

回 復

➤ 基本方針3-1

生活再建や復旧・復興活動の拠点(オープンスペース)を確保する

復

- 3-1-1 円滑な災害廃棄物処理体制の構築
- 3-1-2 応急仮設住宅の早期確保
- 3-1-3 遺体への適切な対応

➤ 基本方針3-2

生活基盤を早期に復旧する

回 復

- 3-2-1 ライフライン関係機関による早期復旧対策の構築
- 3-2-2 津波湛水の早期解消
- 3-2-3 事前復興計画の検討体制の構築

➤ 基本方針3-3

産業(商工業・農業・水産業)を早期に復旧・再建する

回 復

- 3-3-1 産業(商工業・農業・水産業)の早期復旧

(凡 例)

本市における6つの津波対策の視点

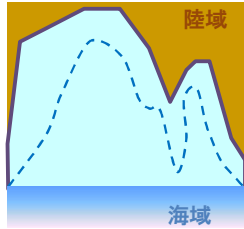
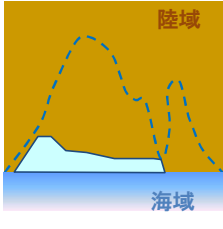

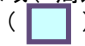


教	…防災教育	防	…防ぐ
知	…知らせる	回	…回避する
逃	…逃げる	復	…早期復旧

図5-2 津波防災地域づくりの目標・基本方針と津波対策の6つの視点との対応関係(2/2)

## 5-2 施策の対象区域の考え方

地域の浸水リスクを考慮したソフト・ハード対策に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

表 5-1 施策対象区域と主な施策内容

			
	L2浸水域(+周辺区域) (  )	L2浸水深2m以上 (  )	後・L2浸水域(  )
区域の基本的な考え方	<p>自助・共助、公助の取り組み連携により、市民の避難を促す施策を重点化する</p> <p>公助による津波被害の低減のために堤防等のハード対策を重点化する</p>	<p>自助・共助を主とした津波避難場所等の津波ハード対策を重点化する</p>	<p>公助を主とした津波避難場所等のハード対策を重点化する</p>
ソフト対策	<p>市民の避難を促す施策（警戒避難体制の整備に関する施策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難マニュアル整備</li> <li>・津波避難訓練</li> <li>・津波避難ビル指定</li> <li>・市街化調整区域の緩和(市)</li> </ul>	—	—
ハード対策	<p>市・県・国が主体となって構造物をつくる場合、補助を出す場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤整備(県・市)</li> <li>河川・海岸堤防(県・市)</li> <li>避難経路(自助)</li> <li>・ブロック塀撤去補助</li> <li>・家屋撤去費補助</li> <li>避難路(市)</li> <li>・マンホール浮上防止対策</li> </ul>	<p>津波避難場所整備(自・共助)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会集会所補助金</li> <li>・津波避難施設整備事業費補助金</li> </ul>	<p>津波避難場所整備(市)</p> <p>避難路整備(市)</p>

※ ---は、静岡県第4次地震被害想定レベル2の津波浸水想定区域  
 L2 浸水...L2 津波浸水想定区域  
 周辺.....L2 津波浸水想定区域の周辺区域  
 L2 浸水深 2m 以上...L2 津波浸水想定区域で浸水深 2m 以上  
 後・L2 浸水...防潮堤整備後の L2 津波浸水想定区域

### 5-3 各推進施策（アクション）

ここでは、5-1 で整理した施策体系に基づく各推進施策（アクション）を整理する。

#### （1）各推進施策（アクション）の記載事項について

各推進施策（アクション）は、津波防災地域づくりの目標・基本方針・施策項目の体系に基づき、①アクション名、②目標指標、③短中期の数値目標、④平成25年度までの実績、⑤目標達成時期、⑥対象区域、⑦実施主体、⑧法律上の該当を記載している。以下に表記例と凡例を示す。

表5-2 各推進施策（アクション）の表記例

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
				～H25年度	短期	中期	長期		自助・共助	公助（所管課）	
浜松市沿岸域防潮堤の整備	全体計画延長約17.5kmに対する整備済み延長の割合	100%	防潮堤工約0.8km					L2浸水	—	県)河川海岸整備課 市)危機管理課 市)道路課	チ

#### 【目標達成時期】

- ・・・計画期間内に完了する施策
- ・・・期間を定めず維持・継続する施策

#### 【対象区域】

- L1 浸水…L1 津波浸水想定区域
- L2 浸水…L2 津波浸水想定区域
- 周辺…L2 津波浸水想定区域の周辺区域
- L2 浸水深 2m 以上…L2 津波浸水想定区域で浸水深 2m 以上

#### 【法律上の該当】

- 律第 10 条第 3 項第 3 号「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項」
  - イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備に関する事項（11 アクション）
  - ロ 津波防護施設の整備に関する事項（1 アクション）
  - ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備のための事業に関する事項（0 アクション）
  - ニ 避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備に関する事項（21 アクション）
  - ホ 集団移転促進事業に関する事項（0 アクション）
  - ヘ 地籍調査の実施に関する事項（1 アクション）
  - ト 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進（10 アクション）
  - チ その他（法律には記載なし）上記イ～トに該当しないもの（73 アクション）
- （計 117 アクション）

表5-3 津波防災地域づくりの目標・基本方針別の各推進施策（アクション）数

津波防災地域づくりの目標	津波防災地域づくりの基本方針	法律上の該当 ※全117アクション								計	
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ		
1 みんなで取組み、津波から命を守る (77アクション)	1-1 津波浸水を低減、回避する	11	1	—	—	—	—	—	1	6	19
	1-2 自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を推進する	—	—	—	10	—	—	—	—	31	41
	1-3 安全に避難する	—	—	—	11	—	—	—	3	3	17
	2-1 災害対応の核となる防災拠点施設（区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所等）の機能を確保する	—	—	—	—	—	—	—	—	8	8
2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する (18アクション)	2-2 防災拠点をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能を確保する	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
	2-3 災害対応業務の実施体制の強化	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
	3-1 生活再建や復旧・復興活動の拠点（オープンスペース）を確保する	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
3 津波被災から市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする (22アクション)	3-2 生活基盤を早期に復旧する	—	—	—	—	—	—	1	—	10	11
	3-3 産業（商工業・農業・水産業）を早期に復旧・再建する	—	—	—	—	—	—	—	6	2	8

(2) 各推進施策（アクション）

◆目標1 みんなで取組み、津波から命を守る

▶基本方針1-1 津波浸水を低減、回避する

防回

1-1-1 津波浸水被害の低減（13 アクション）

【主な内容】

レベル1津波に対応する河川堤防及びレベル2津波に対応する浜松市沿岸域防潮堤などのハード対策（公助）を主体として、津波による浸水被害を低減する。

防潮堤は5年程度の整備完了を予定しており、前述の3-1（3）のとおり大幅な減災効果が見込める。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
11101	浜松市沿岸域防潮堤の整備	全体計画延長約17.5kmに対する整備済み延長の割合	100%	防潮堤工約0.8km					L2浸水	—	県)河川海岸整備課 市)危機管理課 市)道路課	チ
11102	レベル1津波に対する津波対策施設(海岸)の整備	レベル1津波に対して高さの確保が必要な津波対策施設の整備率(漁港区域内)	100%	—					L2浸水	—	県)漁港整備課	イ
11103	レベル1津波に対する津波対策施設(県:河川)の整備	レベル1津波に対する整備が必要な河川の整備率	50%	—					L2浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11104	レベル1津波に対する津波対策施設(国:河川)の整備	レベル1津波に対する整備が必要な河川の整備率	100%	点検済 最大沈下量≤ 許容沈下量ok					L1浸水	—	国土交通省	イ
11105	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備	要対策樋門の整備率	30%	—					後・L2浸水	—	市)河川課	イ
11106	海岸堤防の耐震化(漁港区域内)	耐震化が必要な海岸堤防の整備率	100%	—					L2浸水	—	県)漁港整備課	イ
11107	河川堤防(国管理)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率	100%	点検済 最大沈下量≤ 許容沈下量					L1浸水	—	国土交通省	イ
11108	河川堤防(県管理)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率	50%	—					L2浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11109	河川堤防(市管理)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防整備率	100%	—					後・L2浸水	—	市)河川課	イ
11110	海岸堤防の粘り強い構造の改良(漁港区域内)	粘り強い構造への改良が必要な海岸堤防の整備率	100%	—					L2浸水	—	県)漁港整備課	イ
11111	河川堤防(県管理)の粘り強い構造の改良	粘り強い構造への改良が必要な河川堤防の整備率	50%	—					L2浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11112	海岸保全施設(海岸防災林)の整備	海岸防災林となる抵抗性クロマツの苗木(県内110万本)の供給	100%	抵抗性クロマツの苗木の育苗施設整備に対する助成等					県全域	—	県)森林整備課	イ
11113	堤防計画に合わせた橋梁架け替え	沿岸部付近における河川の堤防整備に合わせた橋梁計画の策定、整備率	20%						後・L2浸水	—	市)道路課	ロ



1-1-2 津波浸水リスクが高い区域における施設立地の制限 (6アクション)

【主要内容】

公共施設更新時における耐水・耐浪化及び市営住宅の用途廃止等を実施し、津波浸水を回避する。また、宅地・建物（家屋・事業所）等の新設・建替え時における自助による地盤の嵩上げ・ピロティ化を促し、津波による浸水被害を低減する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
11201	津波災害(特別)警戒区域指定の促進	浜松市内の津波災害警戒区域の指定	100%	—					L2浸水+周辺	—	県)河川企画課	チ
11202	避難対象地区(津波危険予想地域)の設定	避難対象地区の設定	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
11203	宅地・建物(家屋、事業所)等の地盤の嵩上げ・ピロティ化	—	—	—					L2浸水	○	—	ト
11204	施設の津波浸水対策の促進(西部清掃工場)	西部清掃工場の津波対策の進捗率	100%	—					後・L2浸水	—	市)廃棄物処理施設管理課	チ
11205	旧ごみ焼却施設の解体	舞阪クリーンセンターの解体の実施	100%	解体準備のためのダイオキシン類調査 旧ごみ焼却施設解体の年次計画の策定					後・L2浸水	—	市)廃棄物処理施設管理課	チ
11206	市営住宅の用途廃止の実施	現在の津波浸水想定区域内の1階、2階建て市営住宅棟数に対する用途廃止棟数の割合	95%	—					L2浸水	—	市)住宅課	チ

▶ 基本方針1-2

自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を推進する



1-2-1 自宅等の個々の耐震対策の推進 (7アクション)

【主な内容】

発災時に自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう啓発用リーフレット等により家庭における家具類の転倒防止対策を周知・徹底する。また、地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な利用者が入所する老人福祉施設等の耐震化を促進する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
12101	木造住宅の耐震化促進	耐震化率	90%	平成24年度(南区、西区)耐震18件(除却約320件)					市全域	○	市)建築行政課	二
12102	災害時の拠点となる大規模特定建築物(老人福祉施設等)の耐震化の促進	耐震化率	90%	平成24年度0件					市全域	○	市)建築行政課	二
12103	家庭内の地震対策の促進	家具の固定(一部を含む)をしている市民の割合	100%	平成25年度市民アンケート結果は55.5%					市全域	○	市)危機管理課	二
12104	公立学校の校(園)舎・体育館等の耐震化の推進	市立幼稚園の園舎、小中学校の校舎、体育館等の耐震化率	100%	平成22年度完了					市全域	—	市)公共建築課	二
12105	公立小中学校の非構造部材の耐震化	整備率	100%	設計					市全域	—	市)学校施設課	二
12106	ガラス飛散防止フィルムの整備	整備率	100%	11箇所以外完了					市全域	—	市)学校施設課	二
12107	津波浸水想定区域内にある病院の避難計画の策定	津波浸水想定区域内の病院(10病院)における津波避難計画の策定及び訓練実施の割合(うち浜松市は4病院)	100%	対象となる4病院のうち、3病院が避難計画を策定済み(避難訓練は全ての病院が実施)					L2浸水	○	県)医務課	二

1-2-2 日頃からの避難訓練や防災教育の実施、防災人材の育成 (22 アクション)

【主な内容】

あらゆる主体・施設で津波訓練の充実・強化、津波避難行動マニュアルの更新を図り、地域の防災力の向上を図っていく。

また、過去に甚大に被害をもたらした歴史津波に対する理解を促進させるため、津波の痕跡、言い伝え、教訓などを各年代に適した教育手法を整備していく。特に、津波避難に関しては、ハザードマップの理解だけではなく想定外の事態への備え（応用力）が求められており、これをわかり易く指導する防災リーダーの育成を推進する。

さらに、市民への津波のメカニズムや津波避難方法を周知・啓発し、市民一人ひとりの防災知識の向上を図っていく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
12201	津波避難計画策定の推進	津波避難計画の策定	100%	H26.3 津波防災地域づくり推進計画に記載					L2浸水+周辺	—	市)危機管理課	チ
12202	新たな津波ハザードマップの整備の推進	津波ハザードマップ(紙媒体)の策定	100%	H26.3 津波ハザードマップ策定					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
12203	津波避難訓練の拡充・強化(市民)	津波浸水想定区域における津波避難訓練の実施率	100%	9,877人/65,000人					L2浸水	○	市)危機管理課 市)中・西・南・北区区振興課	チ
12204	津波避難訓練の拡充・強化(自主防災組織)	津波浸水想定区域内における自主防災組織の津波避難訓練の実施率(災害時要援護者の参加を含む)	100%	44隊/103隊					L2浸水	○	市)危機管理課 市)中・西・南・北区区振興課 市)障害保健福祉課 市)高齢者福祉課 市)介護保険課	チ
12205	津波避難訓練の拡充・強化(社会福祉施設)	津波浸水想定区域内にある社会福祉施設(県内402施設)の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率	100%	H24実績100%					県全域	○	県)健康福祉管理局政策監	チ
12206	津波避難訓練の拡充・強化(清掃施設)	清掃施設(南部、西部清掃工場)の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率	100%	津波避難訓練の実施					L2浸水	—	市)廃棄物処理施設管理課	チ
12207	公立高校の津波避難行動マニュアルの見直し	県立高校・特別支援学校(12校)の津波避難行動マニュアルの見直し率(うち浜松市は4校)	100%	4校					L2浸水	—	県)教育総務課	チ
12208	学校・幼稚園の防災対策基準及び津波避難行動マニュアルの見直し	防災対策基準及び津波避難行動マニュアルの見直し率	100%	防災対策基準(平成23年4月改訂) 津波避難行動マニュアル(平成24年6月改訂)					市全域	—	市)保健給食課	チ
12209	公立保育園の津波避難行動マニュアルの見直し	津波避難マニュアルの見直し率	100%	見直し完了					L2浸水	—	市)保育課	チ

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の 該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
12210	公立及び私立保育園の津波避難行動マニュアルの周知	公立及び民間保育園への配付率	100%	配布完了					L2浸水+周辺	—	市)保育課	チ
12211	私立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	私立学校(25校)の津波避難行動マニュアルの見直し率(うち浜松市は6校)	100%	6校					L2浸水	○	県)私学振興課	チ
12212	学校・幼稚園の防災教育に係る教材の作成	防災教育に係る教材の作成率	100%	—					市全域	—	市)保健給食課	チ
12213	学校における防災リーダーの養成	防災リーダーの養成率	100%	—					市全域	—	市)保健給食課	チ
12214	公立学校(園)の防災教育に係る教材・カリキュラムの策定	園児の発達段階にあわせたカリキュラムの策定率	100%	カリキュラム作成完了					L2浸水	—	市)保育課	チ
12215	学校・幼稚園の津波防災に係る津波避難訓練の充実・強化	津波避難訓練実施率 ※対象学校・幼稚園数:46校・19園	100%	学校:34校 幼稚園13園					L2浸水+周辺	—	市)保健給食課	チ
12216	公立学校(園)の津波防災に係る研修会・避難訓練の実施	津波浸水想定区域内にある保育園5園における津波避難訓練実施率	100%	毎月1回の地震避難訓練にあわせて津波避難訓練の実施					L2浸水	—	市)保育課	チ
12217	社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備	津波避難行動マニュアルの策定率	100%	—					L2浸水	○	市)障害保健福祉課 市)高齢者福祉課 市)介護保険課	チ
12218	津波関連標識(避難地・避難地案内・標高等)の設置	津波関連標識の設置	100%	津波警告標識97箇所 津波避難ビル標識126箇所 海拔標識2,108箇所					L2浸水+周辺	—	市)危機管理課	ニ
12219	津波関連標識(避難地・避難地案内・標高等)の設置	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における津波関連標識設置数の割合	100%	津波注意標識7箇所 海拔表示シート9箇所					L2浸水	—	国土交通省	ニ
12220	津波関連標識(避難地・避難地案内・標高等)の設置	河口から10kmまでの1km毎に設置	100%	堤防天端に設置済					天竜川河口10km	—	国土交通省	ニ
12221	津波浸水想定と津波避難方法の周知・啓発	津波浸水想定や避難方法を含む出前講座の実施率(年100回実施)	100%	津波に関する出前講座実施回数 H23年度45回 H24年度100回 H25年度149回					市全域	○	市)危機管理課 市)全区区振興課	チ
12222	公共施設の津波避難行動マニュアルの策定	津波避難行動マニュアルの策定率	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ

### 1-2-3 多様な情報伝達手段の確保 (8アクション)

#### 【主な内容】

同報無線の拡充に加え、コミュニティ FM による割り込み放送、エリアメールによるプッシュ型の一斉配信等の多様なメディアにより緊急警報・避難指示・避難勧告等の重要な情報を確実に伝える体制を整備する。

また、沿岸に人が行かなくても、津波の到達状況を確認し的確な判断を行うための津波監視カメラの整備を推進する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
12301	緊急情報伝達手段の強化推進	津波警報等の緊急情報の伝達手段の複数確保	100%	—					市全域	—	市)危機管理課	チ
12302	災害時情報伝達の強化・促進(同報無線)	津波警報等を伝達する区域の屋外子局デジタル化の整備率	100%	—					市全域	—	市)危機管理課	チ
12303	公共津波避難ビルにおける通信手段の確保	公共津波避難ビルへの設置率	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
12304	緊急情報情報(FM Haro!)の活用	緊急情報放送の導入	100%	導入済					市全域	—	市)危機管理課	チ
12305	携帯電話メール(緊急速報メール)の活用	3社キャリア(docomo、au、softbank)との契約	100%	3社契約済					市全域	—	市)危機管理課	チ
12306	津波監視カメラの整備	津波監視カメラ整備率(実施数/5基)	100%	カメラ5基					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
12307	障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化	情報端末を必要とする視覚・聴覚障害者の把握率	100%	—					L2浸水	—	市)障害保健福祉課	チ
12308	災害情報提供体制(171の保護者への周知)	災害伝言ダイヤル「171」の保護者へ周知率	100%	保護者へ周知					L2浸水+周辺	—	市)保育課	チ

#### 1-2-4 地域ぐるみの避難体制の確立 (3アクション)

##### 【主な内容】

地域における災害時要援護者の避難対策について、屋内待避を可能とするような施設改良の手法、避難経路の事前の点検と改良手法、市、自主防災組織との連携体制や災害時要援護者支援に係る課題のマネジメントの手法について検討を行う。

各地区においては、地区レベルでの津波避難計画を作成し、避難行動における支障事項を解決するための計画づくりを行う。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
12401	地区レベルの津波避難計画作成の促進	津波避難計画作成率	100%	—					L2浸水	○	市)危機管理課	チ
12402	浜松市災害時要援護者避難支援計画の見直し	地域支援ガイドラインの策定	100%	平成22年4月に浜松市災害時要援護者避難支援計画を策定 平成25年度全体計画見直し					市全域	○	市)危機管理課 市)福祉総務課 市)障害保健福祉課 市)介護保険課 市)高齢者福祉課	チ
12403	地域における災害時要援護者の津波避難支援体制の確立	災害時要援護者の把握	100%	—					L2浸水	○	市)障害保健福祉課 市)高齢者福祉課 市)介護保険課	チ

#### 1-2-5 オール浜松体制による共助 (1アクション)

##### 【主な内容】

甚大な災害に対するリスクの回避・低減を図るため、津波対策事業基金を整備する

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
12501	津波対策事業基金の推進	津波対策事業基金の創設	100%	H24.9創設済み H26.1.10時点 661件 378,661,712円					市全域	○	市)危機管理課	チ



➤ 基本方針1-3  
安全に避難する

逃

1-3-1 津波避難場所の確保 (7アクション)

【主な内容】

津波避難困難のおそれのある地域については、津波避難タワー・マウンド、津波避難ビル等を整備・確保し、津波避難場所空白地域の解消を図る。

さらに、津波対策の補助制度を活用した市民・事業者との協力体制による津波避難場所の確保を図る。

また、市街化調整区域の開発許可の運用を見直し、市街化調整区域内の津波避難ビルの立地を誘導していく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
13101	津波避難場所空白地域の解消	防潮堤整備後の避難困難のおそれのある地域人口の津波避難場所の要避難者カバー率(人口/避難可能面積(1人/㎡)) 防潮堤整備後3,200人分	30%	—					後・L2浸水	○	市)危機管理課 市)道路課 市)公園課	ニ
13102	津波避難対策の促進(津波避難場所(タワー・マウンド含む)の整備)	防潮堤整備後の特定避難困難地域人口の津波避難場所の確保率(人口/避難可能面積(1人/㎡)) 防潮堤整備後3,200人分	30%	タワー・マウンド H24年度タワー1基 H25年度タワー6基、マウンド2基 公共施設屋上整備 H23年度 10棟 H24年度 18棟					後・L2浸水	—	市)危機管理課 市)公園課	ニ
13103	津波避難ビルの指定	津波避難ビルの指定率(指定数/目標300棟)	90%	H25.10.31時点 252棟					L2浸水+周辺	○	市)危機管理課	ニ
13104	市民・事業者等による津波避難場所整備の補助制度の推進	津波避難場所整備率(実施件数/10件)	100%	H25年度:2件					L2浸水深2m以上	○	市)危機管理課	ト
13105	事業所(保育園)の津波避難場所の確保	保育園5園の確保率(各2箇所) (篠原保育園は1箇所)	100%	確保済					L2浸水+周辺	—	市)保育課	ニ
13106	自治会集会所整備事業費補助の推進	補助金交付要綱の制定	100%	0件					L2浸水深2m以上	○	市)市民協働・地域政策課	ト
13107	市街化調整区域内の津波避難ビルの立地誘導	津波浸水想定区域内における津波発生方向から半径500m内に生活する住民等が避難できる施設の立地許可	100%	2件					L2浸水深2m以上	○	市)土地政策課	ト

### 1-3-2 避難路、避難経路の整備 (8アクション)

#### 【主な内容】

津波浸水想定区域において、高台や津波避難施設が少ない地区においては、公共土木施設等への津波避難用階段等の設置を促す。

また、津波避難経路の沿道空間における老朽建物やブロック塀の除去支援や、落橋防止対策の促進、下水道マンホール浮上防止対策の促進により、津波避難場所まで安全にアクセスできる避難路及び避難経路を確保する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
13201	公共土木施設等への津波避難用階段等の設置(国道1号バイパス)	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における津波避難用階段設置数の割合	100%	緊急避難階段1箇所					L2浸水	—	国土交通省	ニ
13202	橋梁(国管理)の耐震化の推進	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における橋梁耐震化の割合	100%	7橋					浜松市内国道1号(現道、BP含む)	—	国土交通省	ニ
13203	落橋防止対策の推進	沿岸部から津波避難場所、内陸部へ通じるルート上にある橋梁の落橋防止対策済みの割合	100%	28橋					L2浸水	—	市)道路課	ニ
13204	避難路通行障害建築物の撤去促進	耐震性のない建築物(除却、建替えを含む)への補助件数	木造250件 非木造50件	平成24年度0件					L2浸水	○	市)建築行政課	ニ
13205	避難経路(公が管理する道路)沿ブロック塀の除去の促進	ブロック塀撤去への補助件数	50件	平成24年度(南区、西区)8件					L2浸水	○	市)建築行政課	ニ
13206	下水道マンホール浮上防止対策の促進	マンホール浮上防止対策整備率	100%	—					L2浸水	—	市)下水道工事課	ニ
13207	夜間避難のための対策(照明等)の推進	夜間照明の整備率(設置数/全設置数)	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	ニ
13208	自動車での避難方法の検討	自動車避難方法の検討の協議会設置	100%	津波対策委員会で検討 東海4県3市での勉強会実施					L2浸水+周辺	—	国土交通省 市)危機管理課 市)道路課 市)下水道工事課	チ

### 1-3-3 避難者の救助・救援 (2アクション)

#### 【主な内容】

被災後に1～2日程度湛水すること等により津波避難ビル等に取り残された避難者の救出計画を作成するとともに、公共津波避難ビルへの非常食の備蓄を進めていく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助10	公助(所管課)	
13301	津波避難ビル等からの被災者の救出計画	救出計画の策定	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
13302	公共津波避難ビルにおける非常食等の確保	公共津波避難ビル等への非常食配備率	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ

## ◆目標2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する

### ➤基本方針2-1

災害対応の核となる防災拠点施設(区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所等)の機能を確保する



#### 2-1-1 防災拠点施設の確保 (4アクション)

##### 【主な内容】

津波浸水想定区域内に存在する地域防災拠点施設については、津波浸水想定深を考慮し、施設の耐水・耐浪化等の施設強化、もしくは、津波浸水想定区域外への代替施設の確保を進めて行く。

これらの施設強化の検討にあたっては、発災直後からの避難者・負傷者の流れや、市所管施設の機能回復までの施設運営に係るシナリオを検討し、防災拠点施設機能を継続できる効率的な箇所に代替施設や新設施設の再配置を検討する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
21101	防災指定施設(避難所等)の見直し	防災指定施設の見直し	100%	見直し案					市全域	—	市)危機管理課	チ
21102	代替拠点施設の位置付け・確保(南・北区役所)	代替拠点施設の確保	100%	—					周辺	—	市)南・北区区振興課	チ
21103	津波浸水域外への南土木整備事務所移転	南土木整備事務所1箇所	100%	—					周辺	—	市)南土木事務所	チ
21104	津波浸水域外への消防出張所の整備	消防出張所建築工事の進捗率及び津波対策資機材の配備率	100%	消防出張所建築中					周辺	—	市)警防課	チ

#### 2-1-2 防災拠点施設の機能維持 (4アクション)

##### 【主な内容】

津波浸水による孤立や、二次避難までの一定期間の避難生活が見込まれる場合、外部支援がないまま、既存の備蓄等で避難生活を余儀なくされることが想定される。

そのため、防災拠点施設における各種備蓄や通信手段等の設備機器を確保し、設備や防災資機材の耐浪性強化を図る。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
21201	津波浸水想定区域内の備蓄物資の上層階への配備	備蓄品の上層化率	100%	—					L2浸水	—	市)危機管理課	チ
21202	津波からの避難生活に必要な食料・燃料等の備蓄施設整備	備蓄拠点の確保率	100%	—					周辺	—	市)危機管理課	チ
21203	防災資機材の耐浪性強化(上層階への移設等)(舞阪協働センター)	防災資機材(無線系)の上層階への移設	100%	—					L2浸水	—	市)西区・区振興課	チ
21204	社会福祉施設における停電時(非常用発電機)の対応強化	非常用発電機(可搬型を含む)を整備する施設の数	100%	—					後・L2浸水	○	市)障害保健福祉課 市)高齢者福祉課 市)介護保険課	チ

➤ 基本方針2-2

回復

防災拠点間をネットワーク化する重要幹線(道路)の機能を確保する

2-2-1 重要幹線(道路)の優先整備・啓開復旧の位置づけ (1アクション)

【主な内容】

国で定める中部版くしの歯作戦での段階的道路啓開(STEP1, 2, 3)や県で定める緊急輸送路(一次、二次、三次)等の高次緊急輸送路からの啓開実施と、市の地域防災拠点施設間の道路啓開ネットワークとの整合を図れるよう、国、関係機関と連携する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
22101	道路啓開計画の策定、優先整備路線の位置付け	道路啓開計画及び啓開ルート優先順位の策定	100%	道路啓開計画(案)策定					L2浸水	—	国土交通省(県)道路企画課(市)道路課(市)危機管理課	チ

2-2-2 重要幹線(道路)の防災機能強化 (5アクション)

【主な内容】

緊急輸送路や防災拠点施設間、避難路など、地震動や津波浸水の影響による寸断が発生した場合、応急活動の進捗全般への影響が大きい路線については、優先的に耐震化に取り組む。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
22201	緊急輸送路等の橋梁(国管理)の耐震化の推進	浜松市内の国道1号(BPのみ)における橋梁耐震化の割合	100%	7橋					浜松市内国道1号(BPのみ)	—	国土交通省	チ
22202	緊急輸送路の橋梁(市管理)の耐震化の推進	沿岸部へ通じる緊急輸送路に架かる主要な橋梁の耐震化の割合	100%	6橋					L2浸水	—	(市)道路課	チ
22203	市管理JR東海道本線跨線橋の耐震化の推進	JR東海道本線跨線橋の耐震化の割合	100%	4橋					L2浸水	—	(市)道路課	チ
22204	緊急輸送路等の下水道マンホール浮上防止対策	マンホール浮上防止対策整備率	100%	—					L2浸水	—	(市)下水道工事課	チ
22205	幹線水路の耐震化対策	要対策水路の整備率	30%	—					後・L2浸水	—	(市)河川課	チ

▶ 基本方針2-3  
災害対応業務の実施体制の強化

復

2-3-1 災害対策本部・職員体制の整備 (3アクション)

【主な内容】

市災害対策本部及び部本部機能や、防災拠点施設等の市所管施設の早期機能回復等を目指した、業務継続計画を策定する。また、業務継続計画に基づく職員訓練の実施やシナリオの作成を通じ、事前対策としての施設・設備の強化や、事後対応としての代替手段の確保の可否などを検証する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値 目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
23101	業務継続計画(地震・津波対策)全庁版・施設管理者版の策定	業務継続計画策定率	100%	初期対応マニュアルの整備					市全域	—	市)危機管理課	チ
23102	災害時の対応訓練の実施(津波含む)	本部運営訓練の実施(年2回)	100%	—					市全域	—	市)危機管理課	チ
23103	職員の津波注意報・警報時の配備体制の見直し	配備計画の策定(年1回)	100%	災害時職員配備システム構築					市全域	—	市)危機管理課	チ

2-3-2 外部支援の積極的受入・活用 (1アクション)

【主な内容】

地域防災計画における国・関係機関・他都市の支援要請や消防の緊急消防援助隊受援計画、災害拠点病院の業務継続計画、救護所・避難所運営マニュアル等において、外部支援への依頼事項や受入時の体制を定めた具体的な受援計画を記載・反映していく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値 目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
23201	自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受け入れ態勢の整備	受入場所、施設の整備率	100%	—					市全域	—	市)危機管理課	チ



◆目標3 津波被災から市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

回復

▶基本方針3-1

生活再建や復旧・復興活動の拠点(オープンスペース)を確保する 復

3-1-1 円滑な災害廃棄物等処理体制の構築 (1アクション)

【主な内容】

大量の災害廃棄物等の発生が予想されるため、仮置き場の確保や処理体制の構築が必要である。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
31101	災害廃棄物等の処理体制の見直し	見直しの進捗率	100%	-					市全域	-	市)環境政策課 市)資源廃棄物政策課 市)産業廃棄物対策課	チ

3-1-2 応急復旧住宅の早期確保 (1アクション)

【主な内容】

市内のオープンスペースについて、外部支援受入拠点利用変遷や避難所集約過程を考慮した応急仮設住宅建設用地をあらかじめ想定した復旧計画を検討し、不足する住宅については、借り上げ等により関連事業者団体との対応連携を強化する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
31201	応急仮設住宅建設候補地の選定	第4次地震被害想定による応急仮設住宅建設必要戸数に対する計画供給戸数の割合	75%	51.50%					市全域	-	市)住宅課	チ

3-1-3 遺体への適切な対応 (1アクション)

【主な内容】

広域な死傷者の発生を考慮し、安置所の確保や火埋葬等に対応するため民間事業者との連携も踏まえて遺体への適切な対応を行う。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
31301	遺体の適切な対応の促進	検視所、安置所について調整完了	100%	調整中(2/5箇所)					L2浸水+周辺	-	市)市民生活課	チ

➤ 基本方針3-2

生活基盤を早期に復旧する



3-2-1 ライフライン関係機関による早期復旧対策の構築 (2アクション)

【主な内容】

市が所管する下水道施設（処理場、ポンプ場）の津波対策を強化していく。  
また、ライフライン事業者との連携体制を確立し、災害時における重要公共建築物や地域防災拠点施設における優先的な電気、ガス、通信等のライフラインの復旧や、市街地全全体の早期復旧に向けた対策実施を求めていく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値 目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
32101	下水道施設における津波対策の強化	該当施設の津波対策率 (舞阪地区汚水中継ポンプ 場3箇所)	100%	施設耐震簡易 診断済み					後・L2浸水	—	市)下水道工事課	チ
32102	ライフライン事業者等との 連絡体制の確立	連絡体制の確認(年1回)	100%	—					市全域	—	市)危機管理課	チ

3-2-2 津波湛水の早期解消 (4アクション)

【主な内容】

長期の津波湛水を回避するため、事前対策として排水関連施設の耐震化・耐水化を実施する。  
事後対応として、行政・関係機関への外部支援の要請箇所・作業進入ルートを決めることにより、効率的かつ早期の排水を実施できる体制を確保する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の 数値 目標	④平成25年 度までの 実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上 の該当
					～H25 年度	短期 5年	中期 10年	長期 30年		自助・ 共助	公助(所管課)	
32201	農業用施設(排水機場吐水 樋門)の耐震診断・耐震補強 工事	耐震化率(全9箇所)	100%	—					後・L2浸水	—	市)農林業振興課	チ
32202	農業用施設(排水機場)の耐 震・耐浪化	耐震・耐水化率(全7箇所)	50%	—					後・L2浸水	—	市)農林業振興課	チ
32203	排水機場施設の耐浪化・耐 水化	要対策施設の整備率	100%	—					後・L2浸水	—	市)河川課	チ
32204	下水道施設(県流域下水道 施設)の耐震化、耐浪化	現有施設(西遠浄化セン ター)10棟のうち耐震化され た施設の割合 (ただし、平成28年度より浜 松市に移管されるので目標 値は参考値となる。)	100% (参考)	5棟					L2浸水深2m 以上	—	県)生活排水課	チ

### 3-2-3 事前の復興計画の検討体制の構築（5アクション）

#### 【主な内容】

現行都市計画マスタープランや防災都市づくり計画と本計画との整合を図った事前復興計画策定のための検討体制を構築する。

また、被災地域の迅速な復旧対策を図るため、事前の地籍調査を推進する。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
32301	都市計画マスタープランの推進	都市計画マスタープランの策定進捗率	100%	・策定(H22.5) ・関連計画見直しと整合、連携した計画内容の見直し検討					都市計画区域	—	市)都市計画課	チ
32302	震災復興のための都市復興基本計画策定の促進	都市復興基本計画の策定進捗率	100%	・骨子案の策定(H22.3) ・津波防災等に関する計画内容の見直し検討					都市計画区域	—	市)都市計画課	チ
32303	防災都市づくり計画の推進	防災都市づくり計画の策定進捗率	100%	・素案の検討 ・準防火地域拡大に関する検討					都市計画区域	—	市)都市計画課	チ
32304	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	津波浸水想定区域内の地籍調査実施率	10%	—					L2浸水	—	市)農林業振興課	へ
32305	住宅復興計画(骨子)の策定の促進	住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率	100%	策定中					市全域	—	市)住宅課	チ

➤ 基本方針3-3

産業(商工業・農業・水産業)を早期に復旧・再建する



3-3-1 産業(商工業・農業・水産業)の早期復旧 (8アクション)

【主な内容】

津波浸水を想定した事業所等の事業継続計画の策定を促進する。

また、被災後の産業(商工業・農業・水産業)の早期復旧が円滑に進むよう、あらかじめ復旧・復興の支援策・支援制度を検討しておく。

番号	①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④平成25年度までの実績	⑤目標達成時期				⑥対象区域	⑦実施主体		⑧法律上の該当
					～H25年度	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
33101	事業所等(100人以上)の事業継続計画の策定の促進	事業継続計画の策定率	100%	浜松地域インベーション推進機構にてリスクマネジメント講座を実施(年1回)					市全域	○	市)産業振興課	ト
33102	事業所等(30人以上)の事業継続計画の策定の促進	事業継続計画の策定率	50%	浜松地域インベーション推進機構にてリスクマネジメント講座を実施(年1回)					L2浸水	○	市)産業振興課	ト
33103	災害廃棄物等の除去及び除塩計画の策定	復旧計画の策定	100%	—					L2浸水	—	市)農林業振興課	チ
33104	土地改良施設管理者の事業継続計画の策定の推進	重要な土地改良施設に係る事業継続計画の策定率(受益面積9,692ha)	100%	三方原用水系統4,405ha 天竜川下流用水系統2,860ha (津波浸水域外含む)					L2浸水	—	市)農林水産政策課	ト
33105	災害時の港関係者の連携強化	みなと機能継続計画の策定割合	100%	—					L2浸水	—	県)港湾企画課	チ
33106	事業継続に係る支援の検討	支援制度の策定	0%	—					市全域	—	市)産業振興課	ト
33107	農業事業者の復興支援制度の創設	復興支援制度の策定	100%	—					L2浸水+周辺	—	市)農林水産政策課	ト
33108	水産事業者の復興支援制度の創設	復興支援制度の策定	100%	—					L2浸水+周辺	—	市)農林水産政策課	ト

## 第6章 計画の評価（PDCA）

### 6-1 計画の検討・更新体制

本計画の更新時期として、以下の契機が想定される。

- 総合計画（基本構想・基本計画）、実施計画、都市計画マスタープラン、防災関連計画（地域防災計画、アクションプログラム・BCP・マニュアル）等の上位・関連計画等の更新・作成時
- 国・県等関係機関の施設管理者における新たな施設整備計画策定時
- 地区単位の新たな防災に関する計画作成時（津波浸水想定区域における地区レベルの避難計画の作成など）

### 6-2 定期的な施策の評価（PDCA）

整備率・施策実施率・数値指標（成果指標）による計画の進捗管理を行う。

- 実施施策の関係部局は、施策の実施目標、整備目標等を定めた進捗管理シートを活用し、本計画に位置付けた施策を定量的に進捗管理していく。

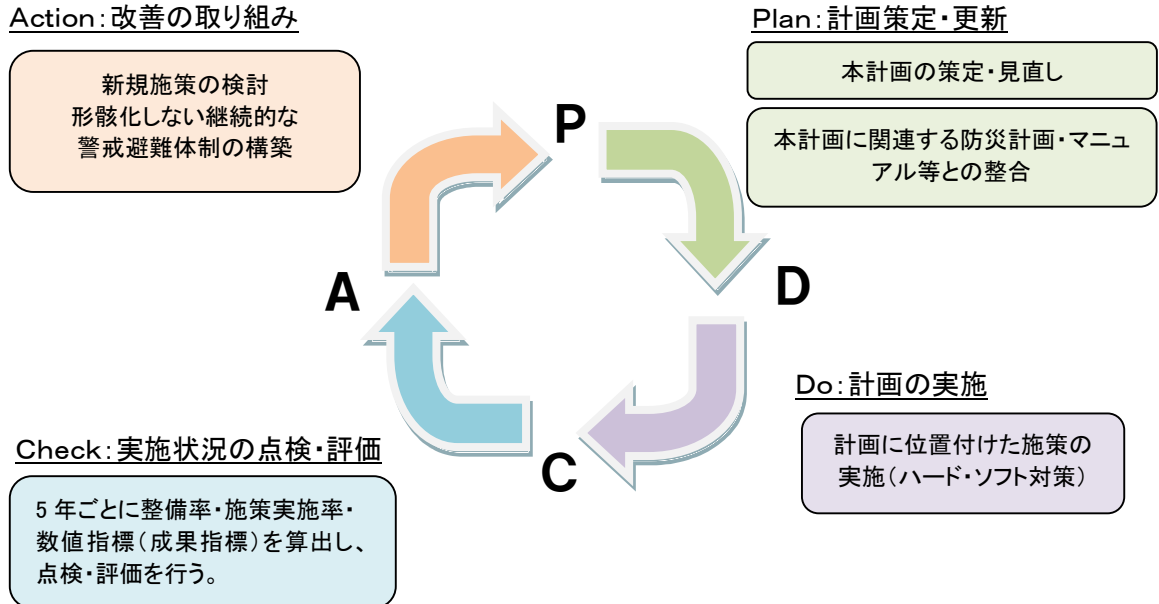


図6-1 計画のPDCAサイクルのイメージ

□市は、津波防災地域づくり地区別カルテ（仮称）を地域に提供し、地域と連携した取組みの推進を図る。

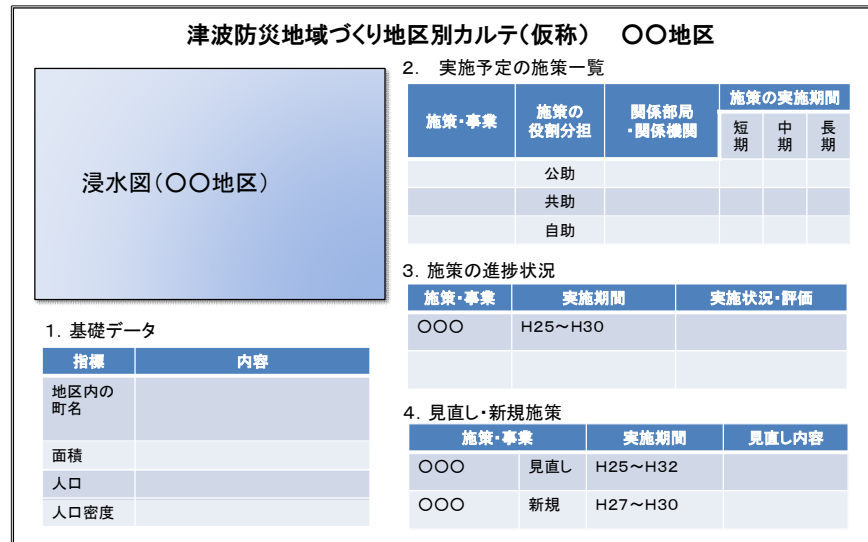


図 6 - 2 PDCA サイクルを想定した津波防災地域づくり地区別カルテのイメージ